汨

### 金曜日 Ш 25 12 27 平成

次

**示** (第1020号 - 第1042号)

目

○土砂災害警戒区域の指定の解除

○土砂災害警戒区域の指定の解除

○土砂災害特別警戒区域の指定 ○土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定の解除 ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除

○土砂災害警戒区域の指定の解除

○土砂災害警戒区域の指定 ○土砂災害特別警戒区域の指定

○保安林予定森林の所在場所等

○道路の区域の変更

○道路の供用の開始

○道路の区域の変更

○道路の区域の変更 ○道路の区域の変更

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除

○土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

### 第 3 7 5

## 防課) ………

### 防課) ………

(砂	防	課)	
(私):	防	=理)	

( - 2		,	_
(砂	防	課)	 5

(伊	阞	課)	5
(砂	防	課)	5

(道路維持課)	6
(道路維持課)	6

(農山漁村振興課)	6

() = 1 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•
(道路維持課)	 7

○学時の供用の問が	
○道路の供用の開始	

?	平成27年12月25日					(i	
	第	3	7	5	5	号	
							07
							〇 5
(砂	防			••••			○身
(砂	防	課)	• • • •		• • • • •	· 2	○閉
(砂	防	課)			••••	. 3	C
(砂	防	課)			••••	. 3	07
(砂	防	課)				. 3	
(砂	防	課)				. 3	02
(砂	防	課)				· 4	02
(砂	防	課)				· 4	02
(砂	防	課)				· 4	02
(砂	防	課)				· 4	02
(砂	防	課)				. 5	○意
(砂	防	課)				. 5	<b>○</b> 意
(砂	防	課)				. 5	○意
(砂	防	課)				. 5	<b>○</b> 意
(道路	各維持	寺課)				. 6	<b>○</b> 意
(道路	各維持	詩課)				. 6	O∄
山漁村	寸振顨	具課)				. 6	
(道路	各維持	寺課)				. 7	<b>○</b> 第
(道路	各維持	寺課)				. 7	厚
(道路	各維持	寺課)				. 7	<b>○</b> 第
(道路	各維持	寺課)				. 8	厚

○道路の区域の変更	(道路維持課)8
○道路の供用の開始	(道路維持課)8
公 告	
○長峡川水系に係る河川整備基本方針	(河 川 課)8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	た意見等
	(中小企業振興課)9
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)9
○契約の相手方等の公示	(教育庁企画調整課)9
○契約の相手方等の公示	(教育庁企画調整課)10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づ	く変更の届出
	(中小企業振興課)11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)11
○公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課)13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課)13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)14
公安委員会	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に	対する講習会)の
開催 (2	警察本部生活保安課)14
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に	対する講習会)の
開催 (2	警察本部生活保安課)14

毎週火金曜日 8577 福岡市博多区東公園7 \$ 2016 福岡市博多区博多駅南六丁目 6 定期発行日 毎週 (発行) 〒 812-8577 (作成) 〒 812-0016

(電話 092-643-3028) (電話 092-431-4061)

圄

4

河7

部行政 タスコー

福岡県株式会社1

2	○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(	(警察本部生活	舌保安課	)15
	○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察	※本部運転免討	午試験課	)16
5年	○福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関	]する福岡県個	固人情	
7 5	報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(警察本語	郭総務課	)16
第3	○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部	総務課)	122
	○福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関	]する福岡県個	固人情	
	報保護条例施行規程の一部を改正する告示	(警察本部	総務課)	122
	雑報			
	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	224
	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	224
	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	224
報	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	225
1	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	225
ধ	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	226
⊪	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	226
洭	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	226
	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	227
岬	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	227
	○西日本宝くじの発売	(財	政課)	228
ш	○西日本宝くじの発売	(財	政課)	228
金曜	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	228
	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	229
25	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	229
12月	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	230
卅	○西日本宝くじの発売	(財	政 課)	230
或 27	<b>#</b>			
平成	告示			
	福岡県告示第1020号			

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第270号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
重留3丁目(a	福岡市早良区重留三丁目、大字重留、野芥六丁 目及び大字西油山(別紙図面1に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1021号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第271号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
重留3丁目(a	福岡市早良区重留三丁目、 大字重留、野芥六丁目及び 大字西油山(別紙図面1に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1022号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
弘 (2) -3	福岡市東区勝馬弘 (別紙図面1に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊
名島1丁目(1	福岡市東区名島一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
八尻 (2)	福岡市東区下原二丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1023号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
名島1丁目(1)	福岡市東区名島一丁目(別 紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1024号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
金隈 (f) -1	福岡市博多区金の隈一丁目及び大字金隈(別紙 図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
立花寺(f)	福岡市博多区大字立花寺(別紙図面2に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1025号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
金隈 (f) -1	福岡市博多区金の隈一丁目 及び大字金隈(別紙図面1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
立花寺(f)	福岡市博多区大字立花寺( 別紙図面2に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

皿

### 福岡県告示第1026号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
昭代1丁目-1	福岡市早良区昭代一丁目 (別紙図面1に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊
昭代1丁目-2	福岡市早良区昭代一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
重留3丁目(a	福岡市早良区重留三丁目、大字重留、野芥六丁 目及び大字西油山(別紙図面3に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1027号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指 定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
昭代1丁目-1	福岡市早良区昭代一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

H	昭代1丁目-2	福岡市早良区昭代一丁目( 別紙図面2に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
<u> </u>	重留3丁目(a	福岡市早良区重留三丁目、 大字重留、野芥六丁目及び 大字西油山 (別紙図面3に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1028号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成22年3月福岡県告 示第536号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用 する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
三条 (e)	太宰府市三条二丁目(別紙図面1に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1029号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年2月福岡 県告示第71号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準 用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

価

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
三条 (e)	太宰府市三条二丁目 (別紙 図面1に示す区域のとおり )	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1030号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年6月福岡県告示第537号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
水城台 (2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府(別紙図面 2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1031号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年6月福岡県告示第538号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項	
水城台(2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大 字太宰府(別紙図面2に示 す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり	

備考 別紙図面2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1032号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
三条-b	太宰府市三条三丁目 (別紙図面1に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊
三条 (e)	太宰府市三条二丁目(別紙図面2に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊
水城台 (2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府(別紙図面 3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂本-1	太宰府市坂本二丁目 (別紙図面 4 に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊
三条 (c)	太宰府市三条三丁目(別紙図面5に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1033号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指 53755号

県公軸

価

定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
三条- b	太宰府市三条三丁目 (別紙 図面1に示す区域のとおり )	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり
三条 (e)	太宰府市三条二丁目(別紙 図面2に示す区域のとおり )	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
水城台 (2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大 字太宰府(別紙図面3に示 す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
坂本-1	太宰府市坂本二丁目 (別紙 図面4に示す区域のとおり )	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載 する表のとおり
三条 (c)	太宰府市三条三丁目 (別紙 図面5に示す区域のとおり )	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1034号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
n to	旧、关	玉名	名。	前	八女市立花町白木440番 4 先から 八女市立花町北山363番 1 先まで	12.5 ~ 36.5	1,466.0
八女	県道	八	女線	後	八女市立花町白木440番 4先から 八女市立花町北山363番 1先まで	12.5 ~ 36.5	1,466.0

### 福岡県告示第1035号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八女	玉 名線八 女	八女市立花町白木440番 4 先から 八女市立花町白木453番先まで

### 福岡県告示第1036号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所 糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の42
- 2 指定の目的

<

水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第1037号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路	線	名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
					前	宗像市日 番先から 宗像市2 番4先ま	E□1193	3.8 ~ 13.6	1,616.6	
北九州	県道	岡玄	垣 海	泉	後	宗像市日 番先から 宗像市日 番4先ま	E□1193	3.8 ~ 17.4	1,616.6	

	後	宗像市田野3163 番先から 宗像市江口1193 番4先まで	10.0 ~ 23.1	1,776.1	うち一般 国道495号 重用延長 1,203.2メ ートル	
--	---	---	-------------------	---------	---	--

### 福岡県告示第1038号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	遠宗		前	宗像市田野3165番先から 宗像市江口599番 3 先ま で	4.0 ~ 12.4	381.4
4676711	· 异理		車道	後	宗像市田野3165番先から 宗像市江口599番 3 先ま で	4.0 ~ 8.6	381.4

### 福岡県告示第1039号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

K

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
				前	久留米市安武町住吉2413 番4先から 久留米市安武町住吉437 番2先まで	4.6 ~ 9.7	100.0
久留米	県道	西筑	島 親 邦	前	久留米市安武町住吉2413 番4先から 久留米市安武町住吉437 番2先まで	4.6 ~ 9.2	111.0
				後	久留米市安武町住吉2413 番4先から 久留米市安武町住吉437 番2先まで	4.6 ~ 14.0	100.0

### 福岡県告示第1040号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成27年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	西 島 線 筑 邦	久留米市安武町住吉2413番 4 先から 久留米市安武町住吉437番 2 先まで

### 福岡県告示第1041号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線	名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
A STIV.	旧光	三川線		前	久留米市田主丸町豊城 1276番2先から 久留米市田主丸町豊城62 番1先まで	6.0 ~ 14.3	189.2
久留米	県道 -	田主丸	形	後	久留米市田主丸町豊城 1276番 2 先から 久留米市田主丸町豊城62 番 1 先まで	8.1 ~ 17.7	189.2

### 福岡県告示第1042号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成27年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京築	屑 川 線	豊前市大字篠瀬484番先から 豊前市大字岩屋641番 2 先まで

### 公

### 公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、「長峡川水系河川整 備基本方針 | を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に 掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県京築県土整備事務所に備え置く。

K

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 スーパー・キッド前原店
- (2) 所在地 糸島市篠原東三丁目1番20号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 防災・防犯対策への協力
  - ・福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯性の向上に配慮した施設の設計 、整備を行うよう努めること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
  - ・騒音規制法に基づき市が指定する地域における規制基準を遵守すること。
  - ・騒音規制法に基づく特定施設を設置する場合は、事前に届出をすること。
  - ・荷さばき施設、廃棄物等保管庫施設の場所が民家に近いため、騒音などの苦情が 出ないように配慮すること。
  - ・特に早朝、夜間の荷物の搬入については、騒音の問題が生じないように配慮する こと。
- (3) 街並みづくり等への配慮等
  - ・壁面広告板、広告塔看板があるときは、福岡県屋外広告物条例により市へ提出し 許可を受けること。

・売り出し等の看板を道路に設置しないこと。

### 公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、粕屋町原町 五丁目土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規 定により次のように公告する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

就任した理事

氏 名	住所
山田 茂	糟屋郡粕屋町原町二丁目6番15号
田代 正博	糟屋郡粕屋町原町四丁目12番16号
牛房 忠雄	糟屋郡粕屋町原町二丁目4番12号
田代 秀彦	糟屋郡粕屋町原町四丁目2番27号
青木 善一	糟屋郡粕屋町原町四丁目10番29号
進藤 武重	糟屋郡粕屋町原町四丁目10番26号
波多野 徹	筑紫野市美しが丘南四丁目11番地8

### 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量 パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

账

- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年11月4日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

NTTファイナンス株式会社 九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 139.314.816円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正され たもの〕第13条1 (a) に該当

### 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量 生徒実習用パソコン等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育企画部企画調整課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年11月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューコーリース

(2) 住所

福岡市中央区高砂二丁目10番1号

- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 159.485.760円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正され たもの〕第13条1 (a) に該当

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 宗像市池浦字川原田372番36
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糟屋郡須恵町大字上須恵1547-1 A101 吉武 新一郎

### 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区 の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

빵

土地改良区名	認 可 年 月 日
大橋土地改良区	平成27年12月15日

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成w年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年12月14日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ	株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明	代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
他7社	他8社

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に より北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条 において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了年月日
北九州市八幡西区大字楠橋	平成27年11月11日

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に より北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条 において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了年月日
北九州市八幡東区大字枝光	平成27年11月30日

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように終了したの で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了年月日
遠賀郡水巻町宮尾台地区	平成27年10月30日

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区大字長行	平成27年11月13日から
北九州市小倉南区曽根新田	平成28年2月29日まで

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (数値地形図データ作成、更新)

2 測量の実施地域及び期間

	実	施	地	域	実	施	期	間
北九州市内					平成27年11月20日 平成28年3月31日			

### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則(昭和38年福岡県規則第3号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年12月25日

### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年福岡県規則第7号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県立公文書館条例施行規則(平成24年福岡県規則 第45号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、 福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手 続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年12月25日

### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないでグリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の 課税免除に関する条例施行規則(平成24年福岡県規則第47号)の一部改正を行ったので 、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.ip/) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号)の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福 岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続 を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年12月25日

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県総務部県民情報広報課が福岡県行政手続条例第37条第1項の規定による手続 を実施して定めた知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施 行規則(平成17年福岡県規則第27号)第4条第1項第1号の規定と実質的に同一の内 容を定めるものであり、同条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める 意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年12月25日

### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を支援するため の法律施行細則(平成19年福岡県規則第49号)の一部改正を行ったので、次のとおり公 示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号)及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)の制定等に伴い、当然必 要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号 に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年12月25日

### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和57年福岡県規則第30号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年12月25日

### 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第357号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
- (1) 講習会の日時

平成28年2月21日(日) 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分~午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分~午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分~午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト 「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、 その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第358号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成27年12月25日

### 2 講習の科目

1 講習会の日時、場所等

時

Н

平成28年2月8日(月)

平成28年2月17日(水)

平成28年2月19日(金)

午後1時30分~午後4時30分

午後1時30分~午後4時30分

午後1時30分~午後4時30分

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 注意事項
- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5 センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

場

飯塚市柏の森159番地26

八幡西警察署 会議室 宗像市東郷1丁目2番2号

飯塚警察署

宗像警察署

所

会議室

会議室

北九州市八幡西区東王子町2番1号

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第359号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟 銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

### 福岡県公安委員会 1 散弾銃技能講習

開催警察署

飯塚警察署

八幡西警察署

宗像警察署

日 時	場所	射撃方法	受講可能人員
平成28年3月3日(木) 午前9時00分~午後5時00分			
平成28年3月10日(木) 午前9時00分~午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年3月17日 (木) 午前9時00分~午後5時00分	田門水平が日初季勿		

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

H	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
平成28年3月3日午前9時00分~午	,	筑紫野市大 223番地25 福岡県立総		大口径 ライフル射撃	15名

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の 練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、 各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2

価

么

### 福岡県警察本部告示第78号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、筑 豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準(案)について、 次のとおり意見を募集する。

平成27年12月25日

福岡県警察本部長 吉 田 尚 正

- 1 意見募集期間
  - 平成 27 年 12 月 25 日から平成 28 年 1 月 25 日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(http://www.police.pref.fukuoka.jp/)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

### 福岡県公安委員会規則第12号

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規 則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行 規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成18年福岡県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用 法」という。)第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価の種類とする。

第3条の見出しを「(開示請求書)」に改め、同条中「様式第2号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求書(様式第2号の2))」を加える。

第4条第1項中「(条例第22条第5項、第27条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の」を「に規定する」に改め、同項第1号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証」に改め、「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)」を「番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 条例第13条第2項に規定する個人情報の本人の法定代理人(特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次項において同じ。)であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 本人の法定代理人 次に掲げる書類
  - ア 戸籍抄本その他その資格を証明する書類
  - イ 本人の法定代理人自身であることを証明するために必要な書類
- (2) 本人の委任による代理人 次に掲げる書類
  - ア 委任状
- イ 本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類 第4条に次の1項を加える。
- 3 前項第1号イ及び第2号イの書類については、第1項の規定を準用する。ただし、本人の法定代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって公安委員会が適当と認めるものとする。

第5条の見出しを「(開示決定通知書等)」に改め、同条第1項第1号中「様式第3号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書(様式第3号の2))」を加え、同項第2号中「様式第4号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報部分開示決定通知書(様式第4号の2))」を加え、同条第2項中「様式第5号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報不開示決定通知書(様式第5号の2))」を加える。

第6条中「開示決定等期間延長通知書(様式第6号)」を「個人情報開示決定等期間

沤

27

延長通知書 (様式第6号) (特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間延 長通知書 (様式第6号の2))」に改める。

第7条中「開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)」を「個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号の2))」に改める。

第8条中「開示請求事案移送通知書(様式第8号)」を「個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号の2))」に改める。

第9条第3項中「意見照会書(様式第9号)」を「個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第9号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第9号の2))」に改め、同条第4項中「意見照会書(様式第10号)」を「個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第10号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第10号の2))」に改め、同条第5項中「開示決定に係る通知書(様式第11号)」を「個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号の2))」に改める。第10条各号を次のように改める。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次のいずれかに掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ (録音時間 120 分のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次のいずれかに掲げる方法 ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴 イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ (録画時間が 120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付
- (3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次のいずれかに掲げる方式であって、公安委員会がその保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。) により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの

閲覧又は交付

- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は 視聴を容易に行うことができるときに限る。)
- ウ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当 該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。)

第11条に次の1項を加える。

4 第4条の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

第14条の見出しを「(訂正請求書)」に改め、同条中「様式第12号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求書(様式第12号の2))」を加える。

第15条の見出し中「確認」を「確認等」に改め、同条中「個人情報部分開示決定通知書」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報部分開示決定通知書)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第16条の見出しを「(訂正決定通知書等)」に改め、同条第1項中「様式第13号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定通知書(様式第13号の2))」を加え、同条第2項中「様式第14号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報不訂正決定通知書(様式第14号の2))」を加える。

第17条中「訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)」を「個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号の2))」に改める。

第18条中「訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)」を「個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号の2))」に改める。

第19条中「訂正請求事案移送通知書(様式第17号)」を「個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第17号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第17号の2))」に改める。

第 20 条の見出しを「(訂正実施通知書)」に改め、同条中「様式第 18 号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正実施通知書(様式第 18 号の 2))」を加える。

第21条の見出しを「(利用停止請求書)」に改め、同条中「様式第19号)」の次に「(特

定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止請求書 (様式第19号の2))」を加える。 第22条中「第15条」を「第4条及び第15条第1項」に改める。

第23条の見出しを「(利用停止決定通知書等)」に改め、同条第1項中「様式第20号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定通知書(様式第20号の2))」を加え、同条第2項中「様式第21号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用不停止決定通知書(様式第21号の2))」を加える。

第24条中「利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)」を「個人情報利用停止 決定等期間延長通知書(様式第22号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止 止決定等期間延長通知書(様式第22号の2))」に改める。

第25条中「利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)」を「個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号の2))」に改める。

第26条中「審議会諮問通知書(様式第24号)」を「個人情報に係る審議会諮問通知書(様式第24号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報に係る審議会諮問通知書(様式第25号))」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

沤

様式第	1 异	(第9	条関係	系)

### 個人情報取扱事務登録簿

所管所属	
所管所属	

	個人情報取扱事務の名称		ſ	固 人 情	報の	項	目		処理形態	個人情報の 主な収集先	個人情報の目的外 利用・提供の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	事務開始年月日
番号	個人情報取扱事務の目的 個人情報の対象者の類型	基本的事項	心身の状況	思想·信条等	家庭生活	社会生活	資産·収入	その他の事項		主な収集元	利用・延展の有無	特定個人情報保護 評 価 の 種 類	備考
		職別番号 □個人名 □性別 □生月日・年齢 □住所番号 □電話番号 □本籍・国籍等	□健康·病歴 □障害 □身体状況 □	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社治部別原因となる社会的分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況	□職業・職歴 □学業・学歴 □賞罰 □成績 評価 □地位	□納税状況 □公的扶助		□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □有 □無	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □実施機関内での利用	□無   有 (条例第5条第2項 第 号該当)   実施機関内   回他の実磁時   回代の官公庁   民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年 月 日
		職別番号 □低名 □性別 □生月日・年齢 □住所 電話番号 □本籍・国籍等	□健康·病歴 □障害 □身体状況 □	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社会前差別の原因となる社会前身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況	■職業・職歴 □学業 資格 □賞調 団成績・評価 □地位	□納税状況 □公的扶助		□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □有 □無	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □実施機関内での利用	無   有 (条例第5条第2項 第 号該当)   実施機関内   他の実施機関   他の官公庁   民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年 月 日
		職別番号 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 生 明 」 生 明 」 生 年 用 主 年 所 番 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	□健康·病歴 □障害 □身体状況 □	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社治部の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □帰城歴 □帰城状况 □居住状况 □	□職業・職歴 □学業 資格 □賞罰 □成績 評価 □ 地位	□納税状況 □公的扶助	□ 趣味 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □有 □無	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □実施機関内での利用	□無 □有 (条例第5条第2項 第 号該当) □実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年 月 日
		職別番号 □個人名 □性別 □生月日・年齢 □電話番号 □本籍・国籍等	□健康·病歴 □障害 □身体状況 □	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社治部別原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況	□職業・職歴 □学業・学歴 □賞罰 □成績・評価 □地位	□納税状況 □公的扶助	 	□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □有 □無	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □実施機関内での利用	□無 □有 (条例第5条第2項 第 号該当) □実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年 月 日 (A4)

20

(第3条関係) 様式第2号

## 個人情報開示請求書

礟
(H
安泰
河河河
田原
油

Ш		į			:
田					
争		住 所	フリガナ	氏 名	電話番号(    )
	郵便番号	住 所	フリガナ	氏 名	電話番号(
		(請求者)			

第13条第1項の規定に 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) 、次のとおり個人情報の開示を請求します。 4

請求する個人情報の内容が 請求する個人情報の内容が 特定できるよう、開示請求 に係る個人情報が記録され ている公文書の名称、内容 等をできるだけ具体的に記 載してください。					
求める開示の方法	□閲覧	□視聴取	□写しの交付(□郵送希望	((二)	郵送希望 )
法定代理人が請求する場合	氏名				***************************************
における本人の氏名等	住所				
	状況	□未成年者( □成年被後見人	· —	月 目	日生)の親権者

灶

<sup>1 2</sup> 

<sup>□</sup>については、該当する□にレ印を付けてください。 請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であること)を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。 決定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。 κ CO

金曜日

25 ⊞

平成 27 年 12 月

### (美)

_
$\prec$
記
7
合のみ
20
щb
鄵
10
₹
異な
ريد
)住所
闸
$\overline{c}$
言
治欄
学
下 111mm
(請決)
光
77
澎
6
書類(
11 <u>-</u>
##

郵便番号
送付先
電話番号( ) — — — — — —
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を
証明する書類(例えば入院先の病院長の証明等)の提出又は提示をしてください。
(選曲)

### 【郵送により開示請求をする場合】

- 本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類 を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- 法令の規定により交付された書類の写し
- ・個人番号カード • 健康保険証 ・運転免許証 ・ 旅券
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)

アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。 S
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。 က

### 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健 (4)個人番号カード (5)その他	(3)健康保険の被保険者証 -の他(	五五 (
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他(		)
马里在日日年	受理年月日	受理窓口	受理番号
ス年十万ヶ平	年 月 日		

22	様式第2号の次に次の1様式を加える。	
第3755号	.	
╋		
ধ		
빠		
逛		
甲		
金曜日	고 된 된	
平成27年12月25日		

金曜日

Ш

25

年12月

平成 27

檘

(第3条関係)  $_{\mathcal{O}}$ 様式第2号の

## 特定個人情報開示請求書

礟
<b>4</b> 14
安泰
4
巡
出
岬

Ш				;	
町					
卅					
	;				(
		住 所	フリガナ	氏 名	$\smile$
	郵便番号	刑	フリガナ	쑈	電話番号
	翩	$\boxplus$	$\mathcal{V}$	出	
		(請求者)			

第13条第1項の規定に 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) 次のとおり特定個人情報の開示を請求します 1, 0

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	アン・シャンしょう ノロ 人口 回して 日 サストン かいり・と にはらく し ターソ	1 TK * >  /  /1 . C	· HHイン・ファン・			
請求する4	請求する特定個人情報の					
内容						
請求する特	請求する特定個人情報の内					
容が特定で	容が特定できるよう、開示					
請求に係る	請求に係る特定個人情報が					
記録されて	記録されている公文書の名					
称、内容等	称、内容等をできるだけ具					
体的に記載	体的に記載してください。					
求める開示の方法	らの方法	□閲覧	□視聴取	□写しの交付(□郵送希望	付(口	( 清美
代理人が	氏名					
請求する	住所					
場合にお	電話番号	(任意代理人の場合)	易合)	***************************************		
ける本人	代理人の種別	口法定代理人	1			
の氏名等			)星	年 月	日生)	日生)の親権者入
		□成年被後見人	按後 見人			
		口任意代理人	1			`

- 俎
- 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
  2 請求の際は、本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。
  3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
  4 この様式において「任意代理人」とは、本人の委任による代理人をいいます。
  5 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任による代理人をいいます。
  6 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。

金曜日

25 H

平成 27 年 12 月

$\bigcirc$
↢
띪
命のみ
2
<i>)_</i>
◁⊔
いる場合
10
異な
4)
占
)任月
$\tilde{a}$
欄の
靊
₹
艸
艸
水光
水光
艸
(請水者
(請水者
1先(請求者
1先(請求者
送付先(請求者
送付先(請求者
送付先(請求者
類の送付先(請求者
1先(請求者

単便番号				
<b>送付先</b>	先			
電話番号(	)	-		
書類の送付先が、	請求者欄の住所と	と異なる場合は、	書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を	46
証明する書類(例え	.ば入院先の病院も	その証明等) の提	証明する書類(例えば入院先の病院長の証明等)の提出又は提示をしてください。	
(理由)				

### 【郵送により開示請求をする場合】

- 本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類を提 出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。 (1) 個人の場合(ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- 法令の規定により交付された書類の写し
- ・個人番号カード · 健康保險証 旅券 • 運転免許証
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)  $\checkmark$ 
  - 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)  $\widehat{\mathcal{O}}$
- 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状の提出が必要です。 ω 4
  - 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

### 事務担当課等記入欄

小 サカゴコドナ Eノバド			
事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康 (4)個人番号カード (5)その他	(2)旅券 (3)健康保険の被保険者証: ・ド (5)その他 (	<b>証</b> (
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他(		
任意代理人資格確認欄	委任状		
10 田 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	受理年月日	受理窓口	受理番号
文理干ガロ寺	年 月 日		

	様式第3号を次のように改める。
第3755号	
聯	
ধ	
账	
洭	
幅	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
25 平成	

檘

26

## 個人情報開示決定通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第17条第1項の規定により、次のとおり 個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。 Щ

開示請求に係る個人情報の 内容									
個人情報の開示を実施する 日時及び場所	盘		争	Ħ	ш	午前午後	盘	农	
	場所								
ᄽᄣᆌ	(所属	(所属・係)							
事務担当課等	電話番号(	) 岩:	)				内線 (		
備考									

- 注
- $^{\circ}$
- 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。  $\mathfrak{C}$

	様式第3号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
DDK		
いな		
KA		
邮		
福岡		
<b>₩</b>		
ш		
金曜日		
25日		
平成 27 年 12 月 25 日		
<b></b>		
平原		
27		

檘

5年  $\Omega$ 第37

> (第5条関係) 様式第3号の2

# 特定個人情報開示決定通知書

导目 Щ 福岡県公安委員会発第 #

颒

福岡県公安委員会

믒

福岡県個人 (平成16年福岡県条例第57号) 第17条第1項の規定により、次のと 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、 おり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。 Щ 情報保護条例

開示請求に係る特定個人情報の内容									
特定個人情報の開示を実施 する日時及び場所	盘	#	卅	町	ш	十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	盘	尔	
	場所								
	(所属・係)	• 係)							
争伤担当硃寺	電話番号(	)	(				内線(		(
備考									

- $^{\circ}$
- 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。  $\mathfrak{C}$

	様式第4号を次のように改める。	
55号		
第375		
無		
搬		
ধ		
账		
囮		
삒		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
77年12		
平成2		
29		

(第5条関係) 様式第4号

# 個人情報部分開示決定通知書

Щ 福岡県公安委員会発第

导目

燕

福岡県公安委員会

믒

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報 の内容 個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時     年 月 日       場所     福岡県個人情報保護条例第14条第1項第       該当号     説 明	午前 時 分 午後 時 分 4条第1項第 号に該当
開示しない部分及び理由		
重黎扣坐調英	(所属・係)	
于7055三二K寸	重話番号()	内線(
備考		

- 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。  $^{\circ}$
- コンプラステンス アンプラス・グロン・グラン・ファーフ エー・コンス・アルーコンド・コン・プロン・プロング アングラン できない この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。 က

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 の決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第4号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
⋖		
⊪ /′		
匪		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
年12)		
5成 27		
计		
31		

(第5条関係) 様式第4号の2

# 特定個人情報部分開示決定通知書

亭	Ш
	町
福岡県公安委員会発第	中

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のと-部を開示することを決定したので通知します。 情報保護条例 (平成1 おり特定個人情報の一

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 の決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

 $<sup>^{\</sup>circ}$ 

特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明 するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡 してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過 すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除 きます。)。  $\mathbb{C}$ 

	様式第5号を次のように改める。	
55号		
第375		
無		
搬		
ধ		
账		
囮		
神		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
77年12		
平成2		
33		

34

## 個人情報不開示決定通知書

币
無
米
44
奏
#X
4
連
汩
価

Ш

Щ

#

燕

福岡県公安委員会

됴

第17条第2項の規定により、次のとお 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情 り個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します 報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) Щ #

開示請求に係る個人情報の 内容						
	福岡県個	人情報	保護条例	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	1項第	号に該当
	該当号		IIII	説	明	
開示しない理由						
ᄽᄪᇬᄭᄓᆏᄼᆇ	(所属・係)	係)				
争饬担当硃寺	電話番号	) -	(		内線 (	(
備考						

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 な決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第5号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375		
幾		
報		
ৢ		
⊪ /′		
囮		
呷		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
年12		
<b>F成 27</b>		
Ы		
35		

36

# 特定個人情報不開示決定通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

#

燕

福岡県公安委員会

됴

(平成16年福岡県条例第57号) 第17条第2項の規定により、次の 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個 とおり特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します Щ 人情報保護条例 #

開示請求に係る特定個人情報の内容				
	理岡開作	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	4条第1項第	号に該当
	該当号	説	明	
開示しない理由				
ᆂᅏᆉᇄᆡᆿᄪᄽᇨ	() 世屋・係)	案)		
<b>争</b> %扣当硃寺	電話番号(		内線(	( )
備考				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 の決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

Г	T	
	様式第6号を次のように改める。	
.		
5年		
IJ		
第37		
無		
뿂		
12		
ধ		
账		
題		
幅		
-4-		
ш		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
月 2		
12		
7 年		
及		
1		
37		

첖

様式第6号 (第6条関係)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号

年 月 日

燕

福岡県公安委員会

믒

日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第18条第2項の規定により、次のとおり 開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の 内容					
延長前の決定期間	年年	月月	шш	からまで	
延長後の決定期間	年	月	ш	#6 k~	
延長の理由					
	() 漫量()				
事務担当課等	( ) 台鑍巺專			内線 (	
備考					

	様式第6号の次に次の1様式を加える。	
55年		
第375		
幾		
檘		
ধ		
账		
逛		
牌		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
39		

첖

40

# 特定個人情報開示決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号 年 月 日

撷

福岡県公安委員会

됴

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第18条第2項の規定により、次のと

おり開示決定等の期間を延長したので通知します。	こたので通知しま	†°			
開示請求に係る特定個人情報の内容					
延長前の決定期間	サ サ	E E	шш	\$ # \$ \$	
延長後の決定期間	サ	町	ш	#K	
延長の理由					
	(所属・係)				
事務担当課等	(重話番号)	_ (		内線(	(
備考					

	様式第7号を次のように改める。	
55号		
第375		
兼		
聯		
ধ		
账		
匨		
岬		
金曜日		
月 25		
7年12		
平成 27 年 12 月 25 日		
41		

첖

42

# 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

中 田 町 福岡県公安委員会発第 #

燕

福岡県公安委員会

됴

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第19条の規定により、次のとおり開示決

reg ** 四、十二、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	米四から「カノが 知します。	18米の人名	آ آ	というというというというというというというというというというというというというと	<u> </u>
開示請求に係る個人情報の 内容					
延長前の決定期間	サ サ	日 日	шш	が ま ら た	
開示請求に係る個人情報の うちの相当の部分について 開示決定等をする期間	争	Я	Ш	₩ \$~	
残りの個人情報について開 示決定等をする期限	由	月	ш		
福岡県個人情報保護条例第19条を適用する理由					
車茲扣以盟笠	(所属・係)				
₹ <i>17</i> 1.5 ⊐ IK 寸	電話番号(			内線(	
備考					

	様式第7号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
맫		
公報		
温 7		
匨		
福		
-14-		
金曜日		
J 25 H		
平成 27 年 12 月		
成 27 4		
<del>   </del>		
43		

# 特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書

中 日 福岡県公安委員会発第 #

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

Щ

年 月 日付けで開示請求の 情報保護条例(平成16年福岡県条例第5' 示決定等の期間を延長したので通知します。	日付けで開示請求のあった 6年福岡県条例第57号) したので通知します。	5つた株7号() 第	特定個人情報につい、 第19条の規定によ	報に規定	日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人6年福岡県条例第57号)第19条の規定により、次のとおり開したので通知します。	個人の選り
開示請求に係る特定個人情 報の内容						
延長前の決定期間		サ 中	月 月	шш	が か た た	
開示請求に係る特定個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間		年	月	ш	#6 P	
残りの特定個人情報につい て開示決定等をする期限		年	A	Ш		
福岡県個人情報保護条例第 19条を適用する理由						
車茲扣ぶ舗笠	(所属・係)					
ᆍクタフ⊑⊒៲៳ᢋ	電話番号(				内線(	
備考						

	様式第8号を次のように改める。	
55号		
$\sim$		
第3		
報		
₩ 🙀		
些		
距		
畑		
金曜日		
∯ 25 Е		
平成 27 年 12 月 25 日		
:成 27		
計		
45		

報

46

#### 個人情報開示請求事案移送通知書

量 国 Щ 福岡県公安委員会発第

#

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けであった個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保 護条例(平成16年福岡県条例第57号)第20条第1項の規定により、次のとおり事 案を移送したので通知します。 町 #

開示請求に係る個人情報の内容				
移送をした実施機関の事務	(労・)単()			
担当課等	( ) 是果果真	1	内線(	(
	実施機関			
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等			
	(  )台嬰異專		内線(	(
移送した日	サ	月	ш	
移送した理由				
備考				

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

	様式第8号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375		
幾		
檘		
ধ		
账		
逛		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
47		

報

48

## 特定個人情報開示請求事案移送通知書

福岡県公安委員会発第 号 年 月 日

燕

福岡県公安委員会

됴

報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第20条第1項の規定により、次のとお 日付けであった特定個人情報の開示請求について、福岡県個人情 り事案を移送したので通知します。 町

開示請求に係る特定個人情報の内容		
移送をした実施機関の事務	(所属・係)	
担当課等	電話番号( ) 一 内線(	)
	実施機関	
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等	
	電話番号(  )    一    内線(	)
移送した日	年 月 日	
移送した理由		
備考		

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

_		
	様式第9号を次のように改める。	
755号		
3 7 5		
第3		
聯		
ধ		
⊪		
迢		
쾎		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年1		
平成 2		
- 1		
49		

平成 27 年 12 月 25 日

様式第9号 (第9条関係)

## 個人情報開示請求に係る意見照会書

号 日 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21条第1項の あなた(貴団体)に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「個人 情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容				
開示請求の年月日	由	月	Ш	
:	) 孙在地(〒			
意見書の提出先 (事務担当課等)	名称 (所属・係)			
	電話番号()		内線(	)
意見書の提出期限	年	月	В	
備考				
備考				

第3755号

箫 別

#### 個人情報開示請求に係る意見書

ш	
円	
卅	

礟	
福岡県公安委員会	

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 出

電話番号 ( ) ) 連絡先又は連絡担当者

号で照会のあった件につい 日付け、福岡県公安委員会発第 て、次のとおり意見を提出します。 Щ #

無  $\mathcal{C}$ 有 開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた (貴団 上記のあなた(貴団体)に 関する情報の開示に反対す あなた (貴団体) に関する 情報の開示による支障(不 体)に関する情報の内容 上記で1を選択した 場合に記載してくだ 該当する番号を○で 利益)の具体的内容 囲んでください。 る意思の有無

52	様式第9号の次に次の1様式を加える。	
第3755号		
PDX		
中		
ধ		
账		
沤		
埋		
ш		
金曜日		
平成27年12月25日		

平成 27 年 12 月 25 日

55号

第37

様式第9号の2 (第9条関係)

# 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

导 日 福岡県公安委員会発第

Щ

#

燕

福岡県公安委員会

됴

あなた(貴団体)に関する情報が含まれた特定個人情報について開示請求がありました ので、当該特定個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21 福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) に基づき、次のとおり、 条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該特定個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「特 定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容				
開示請求の年月日	年	月	Ш	
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地(〒名 称 (所属・係)			
	電話番号(		内線	ł (
意見書の提出期限	年	Я	Н	
備考				

報

54

## 特定個人情報開示請求に係る意見書

ш	
円	
#	

盤
41
秦
换
4
业
冝
価

_	
事務所又は事業所の所在地)	
団体にあっては、	
(法人その他の[	
压	IH
Ж	_

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) 一 一 連絡先又は連絡担当者

号で照会のあった件につい 日付け、福岡県公安委員会発第 て、次のとおり意見を提出します。 町 #

無  $\mathcal{C}$ 有 上記のあなた(貴団体)に 関する情報の開示に反対す 情報の開示による支障(不 あなた (貴団体) に関する 開示請求に係る特定個人情 (貴団体) に関する情報の 報に含まれているあなた 上記で1を選択した 場合に記載してくだ 該当する番号を○で 利益)の具体的内容 囲んかください。 る意思の有無 32 内谷

	様式第 10 号を次のように改める。	
55号		
第375		
無		
聯		
ধ		
账		
囮		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
77年12		
平成2		
22		

99

## 個人情報開示請求に係る意見照会書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている個人情報について開示請求があり、開示 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 決定を行いたいと考えています。

当該個人情 報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」 つきましては、同条例第21条第2項に基づき、御意見を伺いますので、 を御提出いただきますようお願いいたします。

	ш				内線(	Ш	
	A					A	
	年		所在地(〒	名 称 (所属・係)	電話番号(	年	
開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	開示請求の年月日	福岡県個人情報保護条例第 16条の規定により開示し ようとする理由		意見書の提出先 (事務担当課等)		意見書の提出期限	備考

平成 27 年 12 月 25 日

報

箫 別

#### 個人情報開示請求に係る意見書

Ш Щ #

礟	
11	
茶回	
公安。	
帰公	
洹	
福	

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

 $\Vdash$ 

名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 出

電話番号(

連絡先又は連絡担当者

号で照会のあった件につい 日付け、福岡県公安委員会発第 町 #

て、次のとおり意見を提出します。 開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた (貴団

上記のあなた(貴団体)に

体)に関する情報の内容

関する情報の開示に反対す る意思の有無

該当する番号を○で 囲んでください。

情報の開示による支障(不 あなた (貴団体) に関する 利益)の具体的内容

場合に記載してくだ 上記で1を選択した ~ ~ ~

 $\mathcal{O}$ 

有

無

28	様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。	
第3755号		
奉		
ধ		
┉		
逛		
岬		
金曜日		
領		
平成 27 年 12 月 25 日		

平成 27 年 12 月 25 日

報

様式第10号の2 (第9条関係)

# 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

导 日 福岡県公安委員会発第

Щ #

撷

福岡県公安委員会

됴

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 **あなた(貴団体)に関する情報が含まれている特定個人情報について開示請求があり、** 開示決定を行いたいと考えています。 当該特定個 人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「特定個人情報開示請求に係 つきましては、同条例第21条第2項に基づき、御意見を伺いますので、 る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人 情報に含まれているあな た(貴団体)に関する情 報の内容		
開示請求の年月日	年 月	Ш
福岡県個人情報保護条例 第16条の規定により開 示しようとする理由		
	) 上海 (	
意見書の提出先 (事務担当課等)	名 称 (所属・係)	
	電話番号 ( ) — —	内線 ( )
意見書の提出期限	年 月	В
備考		

뿂

09

## 特定個人情報開示請求に係る意見書

ш
田
`
卅

礟
員会
委
公安
照
価

事務所又は事業所の所在地)	
:人その他の団体にあっては、	
主 所(法	<u></u>

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

	連絡先又は連絡担当者	
	格担当者	
電話番号(	連絡先又は連絡担当者	

号で照会のあった件につい 日付け、福岡県公安委員会発第 て、次のとおり意見を提出します。 町 #

	23	
	1 有	
開示請求に係る特定個人 情報に含まれているあな た(貴団体)に関する情 報の内容	上記のあなた (貴団体) に関する情報の開示に反 対する意思の有無 (該当する番号を○で 囲んでください。	あなた (貴団体) に関する情報の開示による支障 (不利益) の具体的内容 上記で1を選択した 場合に記載してくだ さい。

	様式第 11 号を次のように改める。	
55号		
第375		
無		
檘		
ধ		
账		
囮		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年]		
平成		
61		

(第9条関係) 様式第11号

#### 個人情報開示決定に係る通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

#

兼

福岡県公安委員会

됴

の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、 日付けであなた(貴団体)から「個人情報開示請求に係る意見書」 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第21条第3項の規定によ Щ り通知します。

開示決定した個人情報 に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容 開示決定をした理由 開示を実施する日	(所属・係)	町	ш		
事務担当課等	1			内線 (	
備考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 11 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
₩		
ধ		
⊪		
囮		
岬		
金曜日		
35 H		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
က		
63		

64

様式第11号の2 (第9条関係)

## 特定個人情報開示決定に係る通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

#

兼

福岡県公安委員会

됴

日付けであなた(貴団体)から「特定個人情報開示請求に係る意 見書」の提出がありました特定個人情報については、次のとおり開示することを決定し ましたので、福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第21条第3 項の規定により通知します。 Щ

日 日 ( ) 一 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	開示決定した特定個人情報に含まれているあなた (貴団体)に関する情報 の内容	開示決定をした理由	開示を実施する日 年 月	(所属・係)	<b>事</b> %担当硃寺 電話番号 ( )	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			ш			
					3線(	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります

。) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 12 号を次のように改める。	
55号		
第375		
兼		
聯		
ধ		
⊪		
囮		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年12		
平成2		
9		

Ш

25

皿

平成 27 年 12

99

(第14条関係) ᄪ  $\vec{c}$ 

様式第1

#### 個人情報訂正請求書

礟 福岡県公安委員会

Ш Щ 併

	庄 所	フリガナ	氏 名	電話番号( ) — — — —
郵便番号	的 住 所	フリガナ	人名	電話番号(    )
	(請求者			

7条第1項の規定に  $_{\mathcal{O}}$ 無 **争** 福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57より、次のとおり個人情報の訂正請求をします。

開示を受けた年月日       年月月日日         訂正請求の趣旨及び理由       法定代理人が訂正請求を 氏名         する場合における本人の住所       日所         氏名等       一次配件被後見人         供別       口成年被後見人         備考       日生	日生) の親権者
---	----------

- 3 2 1
- 4
  - ro
- 9
- 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
   2 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。
   3 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。
   4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示が必要です。
   5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることがあります。
   6 福岡県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
   7 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。  $\sim$

#### (美

#### 【郵送により訂正請求をする場合】

- 本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類 を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (アスはイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- (2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

#### ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	<ul><li>(1)運転免許証(2)旅券(3)健康保険の被保険者証(4)個人番号カード(5)その他(</li></ul>	建康保険の被保険者訂 他 (	<u>.</u>
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 (		
五里石口一体	受理年月日	受理窓口	受理番号
X III T I I I I I I I I I I I I I I I I	年 月 日		

_		
89	様式第12号の次に次の1様式を加える。	
第3755号		
登幸		
ধ		
빠	:	
逛		
埋		
平成27年12月25日 金曜日		

檘

4条関係) (第1 2号の2 様式第1

#### 特定個人情報訂正請求書

恤

	年 月						第27条第1項の規2
殿		郵便番号	住 所	フリガナ	氏 名	電話番号(  )	岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)
岡県公安委員会			(請求者)				岡県個人情報保護条

次のとおり特定個人情報の訂正請求をします J. 0, 2

訂正請求に 情報の内容	訂正請求に係る特定個人 情報の内容				
開示を受けた年月日	けた年月日	年	, ,	月	В
訂正請求の	訂正請求の趣旨及び理由				
代理人が	氏名				
訂正請求	住所				
をする場	電話番号	(任意代理人の場合)			
命における本人の	代理人の種別	□法定代理人 「□未成年者(	舟	甲	日生)の親権者)
氏名等		□成年被後見人			
		口任意代理人			
舗売					

- 俎

- 注 1 □については、該当する□にと印を付けてください。
  2 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。
  3 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示が必要な書類
  (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。
  4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出区は提示が必要です。
  5 この様式において「任意代理人」とは、委任による代理体の付与についての確認を電話等により行任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状の提出が必要です。
  7 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
  8 開示の決定通知書の提示を求めることがあります。
  9 福岡県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
  10 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

25 H

平成 27 年 12 月

 $\Box$ 第37

【郵送により訂正請求をする場合】

- 本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類を提 出することが必要です。(該当する書類に〇をしてください。)
- (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- 法令の規定により交付された書類の写し
- ・個人番号カード · 健康保険証 ・運転免許証 ・ 旅券
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法人の場合(ア及びイの両方の書類の提出が必要) <u>(7</u>
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状の提出が必要です。 က
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

#### 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	<ul><li>(1)運転免許証(2)旅券(3)健康保険の被保険者証(4)個人番号カード(5)その他(</li></ul>	
法定代理人資格確認欄	( ) 剛のそ(3) 本体躾旦(1)	
任意代理人資格確認欄	委任状	
公田介田口姓	受理年月日 受理窓口 受3	受理番号
ス年十九ロキ	年 月 日	

_	
	様式第 13 号を次のように改める。
5年	
第375	
第3	
聯	
ধ	
账	
逛	
뻒	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
7年12	
<b>F成 27</b>	
141	
71	

72

#### 個人情報訂正決定通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

#

燕

福岡県公安委員会

됴

福岡県個人情報 第29条第1項の規定により、次のとおり 日付けで訂正請求のあった個人情報については、 保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 訂正することを決定したので通知しま 町 #

訂正請求に係る個人情報の内容					
訂正の内容					
訂正年月日		年	月	Н	
<i>첫</i> 4 田≂ /\ 니 <u>.</u> 서소 士	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(	)		内線(	(
備考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 13 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
檘		
ধ		
뺘		
囮		
岬		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
<b>F成 27</b>		
141		
73		

(第16条関係) 3号の2 様式第1

### 特定個人情報訂正決定通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

#

燕

福岡県公安委員会

됴

(平成16年福岡県条例第57号) 第29条第1項の規定により、次のと 福岡県個人 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、 町 情報保護条例 #

おり訂正することを決定したので通知します。	ので通知します。				
訂正請求に係る特定個人情報の内容					
訂正の内容					
訂正年月日		サ	月	Ш	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号(			内線 (	
備养					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えた提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 14 号を次のように改める。	
5号		
第3755号		
兼		
報		
<b>₩</b>		
温 7		
匨		
福		
-14-		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
年 12 月		
成 27 4		
<del>  -</del>		
75		

9/

### 個人情報不訂正決定通知書

卟	
無	
小粉色	
安委	
県公	
福岡	

Щ #

Ш

燕

福岡県公安委員会

됴

福岡県個人情報 次のとおり 第29条第2項の規定により 日付けで訂正請求のあった個人情報については、 訂正をしないことを決定したので通知します。 保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) Щ

訂正請求に係る個人情報の 内容					
訂正をしない理由					
44 Et 17 C 1 45 44	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(	(	1	内線 (	
備考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

_		
	様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。	
5年		
LΩ	വ	
第37		
聯	# #	
ধ	4	
账		
逛	<u>起</u>	
埋		
Щ		
金曜日	(4) 	
25 H	1722日   日	
平成 27 年 12 月 25 日	112月	
27年	7.27	
平成	<del> </del>	
77	[-	

### 特定個人情報不訂正決定通知書

IID 福岡県公安委員会発第

Ш Щ #

燕

福岡県公安委員会

됴

次のと 福岡県個人 情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第29条第2項の規定により、 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、 おり訂正をしないことを決定したので通知します。 Щ

訂正請求に係る特定個人情報の内容			
訂正をしない理由			
44 ma 17 r l 454	(所属・係)		
事務担当課等	電話番号 ( ) 一	内線 (	
備考			

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 15 号を次のように改める。	
55号		
第375		
無		
DEX.		
報		
県公		
囮		
福		
-₩-		
Ш		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
<b>F</b> 12 月		
成 27 年		
計		
62		

첖

80

## 個人情報訂正決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号

年 月 日

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第30条第2項の規定により、次のとおり 訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の 内容						
延長前の決定期間		サ 争	月 月	шш	からまで	
延長後の決定期間		年	A	Ш	#1.  }	
延長の理由						
	(所属・係)					
事務担当課等	電話番号(		1		内線(	)
備考						

	様式第 15 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
聯		
ধ		
业		
囮		
岬		
金曜日		
25 日 🤃		
2月25		
平成 27 年 12 月		
平成2		
81		

第3755号

様式第15号の2 (第17条関係)

# 特定個人情報訂正決定等期間延長通知書

T/P 福岡県公安委員会発第

Ш 町

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人 情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第30条第2項の規定により、次のと おり訂正決定等の期間を延長したので通知します。 町

訂正請求に係る特定個人情報の内容						
延長前の決定期間	\$ \$	サ サ	月月	шш	からまで	
延長後の決定期間	Ŧ	年	月	ш	P H	
延長の理由						
	(所属・係)					
事務担当課等	電話番号(	(			内線(	
備考						

	様式第 16 号を次のように改める。	
55号		
第375		
チ		
聯		
ধ		
账		
匨		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年]		
平成		
83		

첖

84

# 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第 号 年 月 日

燕

福岡県公安委員会

믒

日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 6年短岡県多伽筆57号) 筆31条の相定により 町 #

休թ宋例(半版10年倫岡県宋例弟31万)  寿31条の苑ににより、伙のこわり訂正伏  定等の期間を延長したので通知します。	(宋例馬 3 <i>1 亏)</i> (知します。	用るI.st	来の現在	٦)	り、伏のとわり計	二 次
訂正請求に係る個人情報の 内容						
延長前の決定期間	在 在	サ サ	月月	шш	\$ # \$ P	
訂正決定等をする期限	Ų.	サ	町	ш		
福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由						
77 11 77 2 -	(所属・係)					
事務担当課等	)各暴異專		I		内線(	)
備考						

	様式第 16 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
₩		
ধ		
⊪		
逛		
岬		
金曜日		
25日		
12月2		
平成 27 年 12 月		
平成		
rC		
82		

쁆

金曜日

平成 27 年 12 月 25 日

様式第16号の2 (第18条関係)

# 特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

中日 福岡県公安委員会発第 #

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第31条の規定により、次のとおり訂 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人 正決定等の期間を延長したので通知します。 町 #

	° ( ) ::: ( ) ;					
訂正請求に係る特定個人情 報の内容						
延長前の決定期間	<u> </u>	サ サ	月月	шш	からって	
訂正決定等をする期限	44	サ	Ħ	ш		
福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由						
77 11 77 11 77 1	(所属・係)					
事務担当課等	重話番号(	(			内線(	(
備考						

	様式第 17 号を次のように改める。	
755号		
375		
第3		
聯		
⟨⟨4		
⊪		
迢		
押		
ш		
金曜日		
25 H		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
87		
$\sim$		

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

 福岡県公安委員会発第
 号

 年月
 月

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けであった個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保 護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第32条第1項の規定により、次のとおり事 案を移送したので通知します。 町 #

訂正請求に係る個人情報の内容				
移送をした実施機関の事務	(所属・係)			
担当課等	電話番号(		内線(	)
	実施機関			
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等			
	電話番号())		内線(	)
移送した日	年	月	Ш	
移送した理由				
備考				

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

	様式第 17 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第37		
聯		
ধ		
⊪		
逛		
岬		
金曜日		
25日		
: 12 月		
平成 27 年 12 月 25 日		
平		
68		

報

平成 27 年 12 月 25 日

90

## 特定個人情報訂正請求事案移送通知書

量 国 福岡県公安委員会発第 #

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第32条第1項の規定により、次のとお 日付けであった特定個人情報の訂正請求について、福岡県個人情 り事案を移送したので通知します。 町

訂正請求に係る特定個人情報の内容		
移送をした実施機関の事務	(所属・係)	
担当課等	ー ( ) 各果異事	内線(  )
	実施機関	
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等	
	<b>電話番号(</b> )	内線(  )
移送した日	年 月	Ш
移送した理由		
備考		

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

	様式第 18 号を次のように改める。	
55号		
第375		
兼		
聯		
ধ		
⊪		
囮		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年1		
平成;		
91		

糚

92

### 個人情報訂正実施通知書

中	Ш
	町
福岡県公安委員会発第	年

燕

福岡県公安委員会

됴

提供した個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第33条の規定により、次のとおり通知します。

提供した個人情報の内容		j			
訂正の内容					
訂正年月日	年		月	В	
电对计记录	(所属・係)				
事伤扣 当硃寺	電話番号(	(	1	内線(	(
備考					

	様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
DDK		
₩		
<b>™</b>		
邮		
福岡		
77		
ш		
金曜日		
25日		
平成 27 年 12 月		
戈 27 年		
平原		
93		

뿂

94

様式第18号の2 (第20条関係)

### 特定個人情報訂正実施通知書

中	Ш
	田
公安委員会発第	中
畐岡県	

燕

福岡県公安委員会

됴

提供した特定個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡

県条例第57号)第33条の	第33条の規定により、次のとおり通知します。	欠のとおり	通知します。		
提供した特定個人情報の内容					
訂正の内容					
訂正年月日		年	月	Ш	
*** = /\ LT **/2 ==	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(	(		内線 (	(
備考					

	様式第 19 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
チ		
檘		
ধ		
账		
囮		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年]		
平成		
62		

5年

 $\Omega$ 

(第21条関係) 様式第19号

### 個人情報利用停止請求書

礟 福岡県公安委員会

Ш
Щ
卅

	<u>郵便</u> (請求者) <u>住</u> フリ	郵便番号 住 所 フリガナ ェ タ
	4	43. 47. 18. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19
福岡県 第35条	個人情報保護条例 第1項の規定によ 	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。 35条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止請求をします。
利用停止請 情報の内容	利用停止請求に係る個人 情報の内容	
開示を受	開示を受けた年月日	年 月 日
利 出の 田 龍 趣 米 日	適法でないと 思料する個人 情報の取扱い	<ul> <li>□ 条例第3条第1項、第3項又 □ 条例第5条第1 は第4項の規定に違反して収集 項、第2項又は第4 された 項の規定に違反して の規定に違反して利用されている</li> <li>○ 規定に違反して利用されている</li> </ul>
及び組甲の対理	求める措置	□利用の停止 □消去 □提供の停止
	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
计记作品	法定代理人 ※到田信止彗	氏名
おおいない	びたに祖人がもの下上間状をする場合における本	住所
人の氏名等 [	等	状況
無		

俎

<sup>1 □</sup>については、該当する□にレ印を付けてください。
2 利用停止請求の際は、本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。
3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
4 開示の決定登録けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることがあります。
5 条例第34条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
6 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。  $\sim$   $\sim$ 

က

<sup>4</sup> 

<sup>2</sup> 

金曜日

25 H

【郵送により利用停止請求をする場合】

- 本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類 を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
  - (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- (2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。 က

### ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)
請求者本人確認欄	<ul><li>(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証(4)個人番号カード (5)その他(</li></ul>
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 (
公田午日口姓	受理年月日 受理窓口 受理番号
ス年十月日寺	年 月 日

_		
86	様式第19号の次に次の1様式を加える。	
第3755号		
奉		
ধ		
⊪		
逛		
幅		
金曜日		
	1	
平成 27 年 12 月 25 日		

金曜日

Ш 25 皿 年12

檘

5年  $\Box$ 

平成 27

1条関係)  $^{\circ}$ ) 様式第19号の2

### 特定個人情報利用停止請求書

礟 福岡県公安委員会

ш					
町		住	フリガナ	氏 名	電話番号(    )
卅					
					1
	;				
					$\smile$
	郵便番号	刑	リガナ	쑈	話番号
	軍(	$\boxplus$	7	出	疅
		(請水者)			

 $\overline{\phantom{a}}$ 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。 35条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の利用停止請求をします。 紙

利用停止請求に係 定個人情報の内容	利用停止請求に係る特 定個人情報の内容		
開示を受けた年月	ナた年月日	年 月 日	
利用停止 請求の趣 旨及び理 由	適法でない と思料する 特定個人情 報の取扱い	<ul> <li>二条例第3条第1項、第3項又は第4項の 規定に違反して収集された。</li> <li>□条例第5条の2の規定に違反して利用されている。</li> <li>□番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されている。</li> <li>□番号利用法第28条の規定に違反して依成された特定個人情報ファイルに記録されている。</li> </ul>	□ 条例第5 条の3の規 定に違反し て提供され ている。
	求める措置	□利用の停止 □消去	□提供の停止
	理由		
代理人が	氏名		
利用停止	住所		
請求をすっせる	電話番号	(任意代理人の場合)	
の多句になれて大		口法定代理人	
かりの不名人の氏名	代理人の	「□未成年者(年月日生)の	日生)の親権者 】
· · ·	種別	└□成年被後見人	ſ
		口任意代理人	
備考			

- 俎
- 7
  - ಣ
- □については、該当する□にレ印を付けてください。 利用停止請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために必要な 書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。 決定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必 要な書類の提出又は提示が必要です。 この様式において「番号利用法」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)を、「任意代理人」とは委任による代理人をいいま 4
- 6 51
- 9。 10. 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。 11. 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。 12. 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報開示決定通知書の提示を求めることがあります。 13. 条例第34条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。 14. 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。  $\sim$ 
  - $\infty$

### (美

### 【郵送により利用停止請求をする場合】

- 本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類を提 出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- 個人の場合(ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- 法令の規定により交付された書類の写し
- ・個人番号カード 健康保険証 運転免許証 ・ 旅券
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- 学校等が発行する身分証明書 アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- (2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
- 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する
  - 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状の提出が必要です。 ために必要な書類の提出が必要です。
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。

က

### 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)
請求者本人確認欄	<ul><li>(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証</li><li>(4)個人番号カード (5)その他 ( )</li></ul>
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 (
任意代理人資格確認欄	委任状
马田午日日年	受理年月日 受理窓口 受理番号
メユナカドチ	年 月 日

	様式第20号を次のように改める。	
5寿		
第3755号		
無		
₩		
4		
账		
逛		
岬		
金曜日		
2月25		
平成 27 年 12 月 25 日		
平成2		
101		

(第23条関係) 様式第20号

### 個人情報利用停止決定通知書

中
無
郑
41
КX
#
$\langle \langle$
垩
汩
価

Ш

Щ

#

颒

福岡県公安委員会

됴

情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第37条第1項の規定により、次のと 福岡県個人 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、 おり利用停止することを決定したので通知します。 町

利用停止請求に係る個人情報の内容					
利用停止の内容					
利用停止年月日		年	月	Н	
	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(			内線(	
備考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第20号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375	- I	
兼		
報	<u> </u>	
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
:成 27		
計		
103		

(第23条関係) 様式第20号の2

## 特定個人情報利用停止決定通知書

口口 福岡県公安委員会発第

Щ

#

颒

福岡県公安委員会

됴

福岡県 9、次 (平成16年福岡県条例第57号) 第37条第1項の規定によ 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、 のとおり利用停止することを決定したので通知します 個人情報保護条例 Щ

利用停止請求に係る特定 個人情報の内容 利用停止の内容 利用停止年月日		卅	田	ш	
77	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(		I	内線(	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 21 号を次のように改める。	
5寿		
第3755号		
兼		
聯		
ধ		
账		
匨		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年12		
平成2		
105		

Ш 25

平成 27 年 12 月

### 個人情報利用不停止決定通知書

口口 福岡県公安委員会発第

Щ

#

颒

福岡県公安委員会

믒

次のと 福岡県個人 第37条第2項の規定により、 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、 # とを決定したので通知し (平成16年福岡県条例第57号) おり利用停止をしないこ Щ 情報保護条例

利用停止請求に係る個人情報の内容		
利用停止をしない理由		
ᄽᄜᇹᄭᄓᅻᅀᅩᆍ	(所属・係)	
事務扣当課寺	電話番号(  ) 一   内線(	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことをかった日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 21 号の次に次の 1 様式を加える。
第3755号	
쁖	
ধ	
账	
逛	
神	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
107	

(第23条関係) 様式第21号の2

## 特定個人情報利用不停止決定通知書

导目 福岡県公安委員会発第

Щ

#

颒

福岡県公安委員会

됴

福岡県 9、次 (平成16年福岡県条例第57号) 第37条第2項の規定によ 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、 のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します 個人情報保護条例 Щ

利用停止請求に係る特定個人情報の内容		
利用停止をしない理由		
ᆍᅑᄼᆩ	() () () () () () () () () () () () () (	
事務担当硃寺	電話番号(  )  一	( )
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第22号を次のように改める。	
5寿		
第3755号		
無		
₩		
4		
账		
逛		
神		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年12		
平成2		
6		
109		

뿂

110

様式第22号 (第24条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

中 日 町 福岡県公安委員会発第 #

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人 皿 #

情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。	岡県条例第57号 延長したので通知	·) 第38条須 ルます。	第2項(	の規定により、次	<i>e y</i>
利用停止請求に係る個人情報の内容					
延長前の決定期間	年 年	月月	шш	からまで	
延長後の決定期間	年	月	Ш	F H	
延長の理由					
ᆍᅏᆉᇄᇄᆲᄷ	(所属・係)				
事務担当硃寺	電話番号(	_ (		内線(	
備考					

	様式第22号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
⋖		
影		
囮		
押		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
<b>F成 27</b>		
1/1		
111		

様式第22号の2 (第24条関係)

# 特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書

中 日 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第38条第2項の規定により、次 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県 のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	延長前の決定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで	延長後の決定期間 年 月 日 まで	の理由	(所属・係)	和当課等 電話番号( ) 一 内線( )	
利用停止請求人情報の内容	延長前の決,	延長後の決,	延長の理由		事務担当課等	<b>希</b>

	様式第 23 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
羰		
報		
<b>4</b>		
账		
逛		
押		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年12		
平成 2		
113		

様式第23号(第25条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

日母 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第39条の規定により、次のとおり利 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人 用停止決定等の期間を延長したので通知します。 町 #

利用停止請求に係る個人情 報の内容						
延長前の決定期間	在在	サ サ	月月	шш	から まで	
利用停止決定等をする期限	₽	争	月	ш		
福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由						
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(所属・係)					
事務担当課等	) 各暴理事	(	-		内線(	
備考						

	様式第 23 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
⋖		
⊪		
囮		
岬		
金曜日		
月 25 日		
7年12		
平成 27 年 12 月		
115		

様式第23号の2 (第25条関係)

# 特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

日母 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県 個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第39条の規定により、 町 #

MATINGTON (1 M 1 5 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M	国内代本的第5長したので通知し	· 3/ %		7) 71 0 74 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	j
利用停止請求に係る特定個 人情報の内容					
延長前の決定期間	年 年	月月	шш	からまで	
利用停止決定等をする期限	年	月	Ш		
福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由					
	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(	_ (		内線(	(
備考					

	様式第 24 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
無		
聯		
ধ		
歐		
逛		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年1		
平成		
117		

뿂

様式第24号 (第26条関係)

# 個人情報に係る審議会諮問通知書

日母 福岡県公安委員会発第

Щ

燕

福岡県公安委員会

됴

条の規定に基づ 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第

く 決定等に対する次 岡県個人情報保護審議会に諮	の不服申立てについては、 問しましたので、同条例第	く 決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第40条の規定により福岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第41条の規定により通知します。
不服申立てに係る個人情報の内容		
不服申立てに係る 決定等の内容		
不服申立ての内容	(1)不服申立年月日(2)不服申立ての趣旨	
諮問をした日	年	Я В
事務担当課等	(所属・係)	
	電話番号 ( )	一 内線 ( )
備考		

_	
	様式第 24 号の次に次の 1 様式を加える。
第3755号	
聯	
ধ	
账	
逛	
神	
Н	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
119	

金曜日

平成 27 年 12 月 25 日

# 特定個人情報に係る審議会諮問通知書

日台 Щ 福岡県公安委員会発第

燕

福岡県公安委員会

됴

条の規定に基づ 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第

決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第40条の規定により福 岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第41条の規定により通知します。  $\checkmark$ 

不服申立てに係る特定個人情報の内容				
不服申立てに係る 決定等の内容				
不服申立ての内容	(1)不服申立年月日(2)不服申立ての趣旨			
諮問をした日	年	月	В	
事務担当課等	(所属・係) #****** (		- <del>-</del> - <del>-</del> - <del>-</del> - <del>-</del> - <del>-</del>	
備考	<b>直</b>	I	7祿(	

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第4条第1項第1号の規定の適用については、平成28年1 月1日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用 法整備法」という。)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第 81号)第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳 カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとさ れた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第9項 の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個 人番号カードとみなす。

汨

### 福岡県公安委員会告示第361号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年福岡県公安委員会規則第12号)を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年福岡県条例 第41号)の制定により、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び開示等の実施のため の規定が整備されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うため、福岡県公安委員会 が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成18年福岡 県公安委員会規則第6号)の一部を改正するものであるが、その内容は、平成27年10 月16日から同年11月16日までの間、福岡県総務部県民情報広報課が意見公募手続を実 施して定める規則と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第 5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の制定の日

平成28年1月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(http://www.police.pref.fukuoka.jp/) に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。

### 福岡県警察本部告示第79号

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月25日

福岡県警察本部長 吉 田 尚 正

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行

規程の一部を改正する告示

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第15号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価の種類とする。

第3条の見出しを「(開示請求書)」に改め、同条中「様式第2号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求書(様式第2号の2))」を加える。

第4条第1項中「(条例第22条第5項、第27条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の」を「に規定する」に改め、同項第1号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証」に改め、「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)」を「番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 条例第13条第2項に規定する個人情報の本人の法定代理人(特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次項において同じ。)であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 本人の法定代理人 次に掲げる書類
  - ア 戸籍抄本その他その資格を証明する書類
  - イ 本人の法定代理人自身であることを証明するために必要な書類
- (2) 本人の委任による代理人 次に掲げる書類
  - ア 委任状
- イ 本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類 第4条に次の1項を加える。
- 3 前項第1号イ及び第2号イの書類については、第1項の規定を準用する。ただし、 本人の法定代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され

、又は発給された

書類及び開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他これらに 類する書類であって警察本部長が適当と認めるものとする。

第5条の見出しを「(開示決定通知書等)」に改め、同条第1項第1号中「様式第3号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書(様式第3号の2))」を加え、同項第2号中「様式第4号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報部分開示決定通知書(様式第4号の2))」を加え、同条第2項中「様式第5号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報不開示決定通知書(様式第5号の2))」を加える。

第6条中「開示決定等期間延長通知書(様式第6号)」を「個人情報開示決定等期間 延長通知書(様式第6号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間延 長通知書(様式第6号の2)) | に改める。

第7条中「開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)」を「個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号の2))」に改める。

第8条中「開示請求事案移送通知書(様式第8号)」を「個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号) (特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号の2))」に改める。

第9条第3項中「意見照会書(様式第9号)」を「個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第9号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第9号の2))」に改め、同条第4項中「意見照会書(様式第10号)」を「個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第10号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第10号の2))」に改め、同条第5項中「開示決定に係る通知書(様式第11号)」を「個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号の2))」に改める。

第10条各号を次のように改める。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ (録音時間120分のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次のいずれかに掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ (録画時間が 120分でVHS 方式のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付
- (3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次のいずれかに掲げる方式であって、警察本部長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの 閲覧又は交付
  - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は 視聴を容易に行うことができるときに限る。)
  - ウ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当 該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。)

第11条に次の1項を加える。

4 第4条の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

第14条の見出しを「(訂正請求書)」に改め、同条中「様式第12号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求書(様式第12号の2))」を加える。

第15条の見出し中「確認」を「確認等」に改め、同条中「個人情報部分開示決定通知書」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報部分開示決定通知書)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第16条の見出しを「(訂正決定通知書等)」に改め、同条第1項中「様式第13号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定通知書(様式第13号の2))」を加え、同条第2項中「様式第14号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報不訂正決定通知書(様式第14号の2))」を加える。

第17条中「訂正決定等期間延長通知書(様式第15号) | を「個人情報訂正決定等期間

延長通知書(様式第15号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間延 長通知書(様式第15号の2)) | に改める。

第18条中「訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)」を「個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号の2))」に改める。

第19条中「訂正請求事案移送通知書(様式第17号)」を「個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第17号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第17号の2))」に改める。

第20条の見出しを「(訂正実施通知書)」に改め、同条中「様式第18号)」の次に「 (特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正実施通知書(様式第18号の2))」を加 える。

第21条の見出しを「(利用停止請求書)」に改め、同条中「様式第19号)」の次に「 (特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止請求書(様式第19号の2))」を加 える。

第22条中「第15条」を「第4条及び第15条第1項」に改める。

第23条の見出しを「(利用停止決定通知書等)」に改め、同条第1項中「様式第20号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定通知書(様式第20号の2))」を加え、同条第2項中「様式第21号)」の次に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用不停止決定通知書(様式第21号の2))」を加える。

第24条中「利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)」を「個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止 決定等期間延長通知書(様式第22号の2))」に改める。

第25条中「利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)」を「個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)(特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第24号))」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

### 様式第1号 (第2条関係) 個人情報取扱事務登録簿

所	管 所 属		主 管 所 属									
	個人情報取扱事務の名称	,	固 人 情	報の	項	目		処理形態	個人情報の 主な収集先	個人情報の目的外利用・提供の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	事務開始年月日
番号	個人情報取扱事務の目的 個人情報の対象者の類型	基本的事項 心身の状況	思想·信条等	家庭生活	社会生活	資産·収入	その他の事項		主な収集元	利用・1定例が有無	が保有の有無 特定個人情報保護 評 価 の 種 類	備考
		識別番号	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社治憩別の限となる社会的分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況	□職業・職歴 □学業・学歴 □資格 □武績評価 □地位	□資産状況 □収入状況 □納税状況 □公的扶助 □取引状況	□ 趣味 □ □ □ □ □	□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □有 □無	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □ □実施機関内での利用	□無 □有 (条例第5条第2項 第 号該当) □実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人	□有 □無	年 月 日
		識別番号   健康·病歴	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社治憩別の原因となる社会的分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □解頗歴 □家族状況 □居住状況	□職業 職歷歷□学務 問 成位□□地位□□□	□資産状況 □収入状況 □納税状況 □公的扶助 □取引状况	□ 趣味 □ □ □ □ □	□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □用	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □ 実施機関内での利用	□無 □有 (条例第5条第2項 第 号該当) □実施機関内 □他の官公庁 □民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年 月 日
		職別番号   健康・病歴     健康・病歴	□思想・信条及び宗教 □人種及び民族 □犯罪歴 □社治夢ハッ原図となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況	職業・職歴 学格 当資格 当前 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	□資産状況 □収入状況 □納税状況 □公的扶助 □取引状况 □	□ 趣味 □ □ □ □	■手作業処理 ■電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 ■有	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □ 実施機関内での利用	□無 □有 (条例第5条第2項 第 号該当) □実施機關内 □他の官公庁 □民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年 月 日
		職別番号	■思想・信条及び宗教 ■人種及び民族 ■犯罪歴 ■社会部の順となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	□親族関係 □解頗歷 □家族状況 □居住状況 □	<ul><li>□資格</li><li>□賞罰</li></ul>	□資産状況 □収入状況 □納税状況 □公的扶助 □取引状況		□手作業処理 □電子計算機処理 ※電子計算機等の 結合による提供 □	□本人 □本人以外 (条例第3条第4項 第 号該当) □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □ 実施機関内での利用	□無 □有 (条例第5条第2項 第 号該当) □実施機関内 □使の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人	□有 □無 □全項目評価 □重点項目評価 □基礎項目評価	年月日

(第3条関係) 様式第2号

## 個人情報開示請求書

礟
本部長
県警察7
福岡

年 月 日					
					l
	郵便番号	住 所	フリガナ	<b>元</b> 名	電話番号( ) — — — —
	THE S	(請求者) (	, 11	<b>□</b> ,	.fum i

3条第1項の規定に 第1 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) 次のとおり個人情報の開示を請求します。 より

請求する個人情報の内容が 請求する個人情報の内容が 特定できるよう、開示請求 に係る個人情報が記録され ている公文書の名称、内容 等をできるだけ具体的に記 載してください。				
求める開示の方法	□閲覧	□視聴取	口写しの交	□写しの交付 ( □郵送希望 )
法定代理人が請求する場	氏名			
合における本人の氏名等	住所			
	状況	□未成年者( □成年被後見人	年 .	月 日生)の親権者

- 炟
- 7
- □については、該当する□にレ印を付けてください。 請求の際は、本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。 က

金曜日

25 H

平成 27 年 12 月

### (美

_
の住所と異なる場合のみ記入〕
場合の
異なる
並所と『
-欄の信
(請求者欄
)送付先
書類の送付

郵便番号		į		
送付先		寸先		
電話番号(	)	番号( ) — — —		
書類の送付先	が、請求者欄の	主所と異なる場合	書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当	当該理
証明する書類(	例えば入院先の別	病院長の証明等)	証明する書類(例えば入院先の病院長の証明等)の提出又は提示をしてください	2
(理由)				

田谷

### 【郵送により開示請求をする場合】

- 本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類 を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・個人番号カード • 健康保険証 ・運転免許証 ・ 旅券
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)

アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。 S
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。 က

### 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健 (4)個人番号カード (5)その他	(3)健康保険の被保険者証言の他(	/語 (
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他(		(
马里在日日年	受理年月日	受理窓口	受理番号
ス年ナムエキ	年 月 日		

_		_
128	様式第2号の次に次の1様式を加える。	
第3755号		
中		
ধ		
歐		
逛		
押		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		

金曜日

Ш

25

糚

(第3条関係) 様式第2号の2

## 特定個人情報開示請求書

礟
赋
外路
警察
账
福岡

Ш					
田					
#					
					1
		主 所	フリガナ	氏 名	電話番号(    )    一
	#1F	11-	1	ν.П	) 12
	郵便番号	三 所	フリガナ	₩,	話番号
	無	<u></u>	1/	出	₩ <b>#</b> :
		(請求者)			

第13条第1項の規定に 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) 次のとおり特定個人情報の開示を請求します。 7 0

請状する特殊なる       かが特定で       離球する特別       確認験されて       務、内容等       体的に記載	請求する特定個人情報の 内容 請求する特定個人情報の内 容が特定できるよう、開示 請求に係る特定個人情報が 記録されている公文書の名 称、内容等をできるだけ具 体的に記載してください。				
求める開示の方法	い方法	□閲覧	□視聴取	口写しの交付	( □郵送希望 )
代理人が	氏名				
請求する	住所				
場合にお	電話番号	(任意代理人の場合)	場合)		
ける本人の氏名等	代理人の種別	□法定代理人 「□未成年者	理人 年者 (	年 月	日生)の親権者う
		□成年被後 □任音代理人	口成年被後見人 . 在音代理 \		
		<u> </u>	,		

- 俎
- п 2
- □については、該当する□にレ印を付けてください。
   □ 請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。
   ③ 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
   この様式において「任意代理人」とは、本人の委任による代理人をいいます。
   ⑤ 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。
   ⑤ 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。 က
- 4 13 9

_
゚゙ヺ
$ \nwarrow $
合のみ記り
, 0
ė,
∢□
異なる場
10
K
異
رد
住所
$\mathbb{H}$
Ò
· 連
水粘欄
*
霊)
牝
1
送付先
0
쩵
書類(

郵便番号
送付先
<b>1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.</b>
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を
証明する書類(例えば入院先の病院長の証明等)の提出又は提示をしてください。
(甲酐)

### 【郵送により開示請求をする場合】

- 本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類を提 出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。 (1) 個人の場合(ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- 法令の規定により交付された書類の写し
- ・個人番号カード ·健康保険証 旅券 • 運転免許証
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)  $\checkmark$
- 法人の場合(ア及びイの両方の書類の提出が必要)  $\widehat{\mathcal{O}}$
- 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
  - 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状の提出が必要です。 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。 ω 4

### 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	<ul><li>(1)運転免許証(2)旅券(3)健康保険の被保険者証(4)個人番号カード(5)その他(</li></ul>	3)健康保険の被保険 <sup>3</sup> り他(	<b>新</b> (
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他(		
任意代理人資格確認欄	委任状		
以田口口符	受理年月日	受理窓口	受理番号
文理十九ロ寺	年 月 日		

	様式第3号を次のように改める。	
55号		
第375		
兼		
聯		
ধ		
账		
逛		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
77年1		
平成2		
131		

糚

(第5条関係) 様式第3号

## 個人情報開示決定通知書

导目 Щ 紙

颒

福岡県警察本部長

믒

日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり 個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。 Щ

開示請求に係る個人情報の内容									
個人情報の開示を実施する 日時及び場所	由		サ	月	ш	午前 午後	盘	农	
	場所								
击攻 扣 小 部 쓨	(所属	(所属・係)							
事務担当硃寺	電話番号 (	)	)				内線(		)
備考									

- 俎
- $^{\circ}$
- 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。  $\alpha$

	様式第3号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
ᄜ		
公報		
過 7		
囮		
相		
74-		
TTT TTT		
金曜日		
J 25 H		
平成 27 年 12 月		
成 27 4		
<del>  -</del>		
133		

5年  $\Omega$ 第37

## 特定個人情報開示決定通知書

导目 Щ 無 卅

颒

福岡県警察本部長

믒

情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のと 福岡県個人 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、 おり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。 Щ

開示請求に係る特定個人情報の内容									
特定個人情報の開示を実施 する日時及び場所	盘	#	卅	町	ш	十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	盘	尔	
	場所								
	(所属・係)	• 係)							
争伤担当硃寺	電話番号(	)	(				内線(		(
備考									

- $^{\circ}$
- 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。  $\mathfrak{C}$

	様式第4号を次のように改める。	
55号		
$\sim$		
第3		
報		
₩ 🙀		
些		
距		
畑		
金曜日		
∯ 25 Е		
平成 27 年 12 月 25 日		
:成 27		
計		
135		

(第5条関係) 様式第4号

## 個人情報部分開示決定通知書

导目 Щ 無  $\mathbb{H}$ 

燕

福岡県警察本部長

믒

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

- - $^{\circ}$
- 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。 က

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第4号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
맫		
公報		
温 7		
匨		
福		
74-		
TTT TTT		
金曜日		
J 25 H		
平成 27 年 12 月		
成 27 4		
<del>  -</del>		
137		

(第5条関係) 様式第4号の2

# 特定個人情報部分開示決定通知書

导目 Щ 無

燕

福岡県警察本部長

됴

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

	, , ,	)		
開示請求に係る特定個人 情報の内容				
特定個人情報の開示を実 施する日時及び場所	報日	年 月	午前 日 午後	時分
	場所			
	福岡県個	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	4条第1項第	号に該当
	該当号	記	明	
開示しない部分及び理由				
安阳元阳处	(所属・係)	係)		
事伤担当咻守	電話番号	_ ( ) -	- 内線	( )
備考				
		0		

- 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡 してください。  $^{\circ}$
- してください。 福岡県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。 ಣ

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

_	
	様式第5号を次のように改める。
第3755号	
聯	
ধ	
⊪	
囮	
押	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
139	

糚

 $\square$ 25

平成 27 年 12 月

(第5条関係) 様式第5号

## 個人情報不開示決定通知書

导目 Щ 紙 #

燕

福岡県警察本部長

됴

第17条第2項の規定により、次のとお 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情 り個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します 報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) Щ #

開示請求に係る個人情報の内容	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	該当等	開示しない理由	(所属・係)	事務担当硃寺 電話番号( )	4 美
		明				
	号に該当					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第5号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
맫		
公報		
温 7		
匨		
福		
-14-		
金曜日		
J 25 ⊞		
平成 27 年 12 月 25 日		
成 27 4		
<del>  -</del>		
141		

(第5条関係) 様式第5号の2

## 特定個人情報不開示決定通知書

导目 Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

(平成16年福岡県条例第57号) 第17条第2項の規定により、次の 福岡県個 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、 とおり特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します Щ 人情報保護条例 #

開示請求に係る特定個人情報の内容					
	福岡県個	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	第14条第1]	頃第	号に該当
	該当号	III	計	田	
開示しない理由					
事文化 七 火 細 公	(所属・係)	怒)			
争伤担当硃寺	電話番号	( )		内線 (	(
備考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この 決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第6号を次のように改める。	
55号		
第375		
チ		
聯		
ধ		
账		
囮		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
143		

第3755号

# 個人情報開示決定等期間延長通知書

导目 町 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第18条第2項の規定により、次のとおり 開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の 内容						
延長前の決定期間	年 年	111 111	月 月	шш	からまで	
延長後の決定期間	年	111	A	ш	بد ب	
延長の理由						
77	(所属・係)					
事務担当課等	電話番号(				内線(	
備考						

	様式第6号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
擬		
4		
⊪		
匨		
岬		
ш		
金曜日		
25日		
12月		
平成 27 年 12 月		
平成		
145		
Ť		

쁆

様式第6号の2 (第6条関係)

# 特定個人情報開示決定等期間延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

糅

福岡県警察本部長

됴

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第18条第2項の規定により、次のと おり開示決定等の期間を延長したので通知します。

ハーショ からなく こと コンタ かかり くっち	S)::(1)	0 /			
開示請求に係る特定個人情報の内容					
延長前の決定期間	年 年	月月	шш	からまで	
延長後の決定期間	争	A	Ш	F H	
毎番の発					
77 115 17 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1	(所属・係)				
事務担当課等	電話番号(	_	1	内線(	
備考					

	様式第7号を次のように改める。	
55号		
第375		
チ		
聯		
ধ		
账		
囮		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
147		

뿂

様式第7号 (第7条関係)

# 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

中 日 Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 町 #

保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 定等の期間を延長したので通知します。	へ	,`	第19条の規定により、	. ピ	、 が、 がのとおり 開示決	· 张
開示請求に係る個人情報の内容						
延長前の決定期間		サ 弁	月 月	шш	が で た	
開示請求に係る個人情報の うちの相当の部分について 開示決定等をする期間		年	Э	ш	# 	
残りの個人情報について開 示決定等をする期限		年	月	Ш		
福岡県個人情報保護条例第 19条を適用する理由						
大學和光麗等	(所属・係)					
	電話番号(				内線(	
無						

	様式第7号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
ᄜ		
公報		
過 7		
囮		
福		
-14-		
III.		
金曜日		
J 25 H		
平成 27 年 12 月		
成 27 4		
<del>  -</del>		
149		

糚

様式第7号の2 (第7条関係)

# 特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

兼

福岡県警察本部長

됴

日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人 6年福岡県条例第57号)第19条の規定により、次のとおり開 町 #

情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 示決定等の期間を延長したので通知します。	岡県条例第57号) で通知します。	第19条	9条の規定により、	より、次のとおり開	の選
開示請求に係る特定個人情報の内容					
延長前の決定期間	井 舟	E E	шш	\$ # \$ \$	
開示請求に係る特定個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	并	A	Ш	#K	
残りの特定個人情報につい て開示決定等をする期限	#	A	Ш		
福岡県個人情報保護条例第 19条を適用する理由					
本里水田來車	(所属・係)				
事'幼15 当 咻 寸	電話番号(			内線(	
備考					

_	
	様式第8号を次のように改める。
第3755号	
No.	
聯	
ধ	
账	
囮	
軸	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
151	

檘

様式第8号 (第8条関係)

#### 個人情報開示請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月
 日

糅

福岡県警察本部長

됴

日付けであった個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保 護条例(平成16年福岡県条例第57号)第20条第1項の規定により、次のとおり事 案を移送したので通知します。 町 #

開示請求に係る個人情報の 内容		
移送をした実施機関の事務	(所属・係)	
担当課等	二 ( ) 台暴巽事	内線(  )
	実施機関	
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等	
	一 ( ) 台舉異事	内線(
移送した日	年月	Ш
移送した理由		
備考		

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

	様式第8号の次に次の1様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
맫		
公報		
温 7		
匨		
福		
74-		
<u> </u>		
金曜日		
J 25 H		
平成 27 年 12 月		
成 27 4		
<del>  -</del>		
153		

報

様式第8号の2 (第8条関係)

## 特定個人情報開示請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月
 日

糅

福岡県警察本部長

됴

報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第20条第1項の規定により、次のとお 日付けであった特定個人情報の開示請求について、福岡県個人情 り事案を移送したので通知します。 町

開示請求に係る特定個人情報の内容		
移送をした実施機関の事務	() () () () () () () () () () () () () (	
担当課等	電話番号 ( ) 一 一 内線	( )
	実施機関	
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等	
	電話番号( ) 一 一 内線(	( )
移送した日	年 月 日	
移送した理由		
備考		

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

_	
	様式第9号を次のように改める。
第3755号	
檘	
ধ	
빵	
逛	
軸	
金曜日	
平成27年12月25日	
155	

様式第9号(第9条関係)

#### 個人情報開示請求に係る意見照会書

 第
 号

 年
 月
 日

溗

福岡県警察本部長

묘

当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21条第1項の あなた(貴団体)に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「個人 情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容				
開示請求の年月日	中	H	Ш	
	所在地(〒			
意見書の提出先 (事務担当課等)	名 称 (所属・係)			
	電話番号()		内線 (	)
意見書の提出期限	サ	H	ш	
備考				

報

箫 別

#### 個人情報開示請求に係る意見書

Ш
町
中

礟
部版
然不完
<b>県警</b>
福岡

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 出

電話番号(

連絡先又は連絡担当者

号で照会のあった件について、次の

紙

日付け、 とおり意見を提出します。 町 #

開示請求に係る個人情報に

含まれているあなた (貴団

体)に関する情報の内容

上記のあなた (貴団体) に 関する情報の開示に反対す

該当する番号を○で 囲んかください。

る意思の有無

あなた (貴団体) に関する 情報の開示による支障(不 上記で1を選択した 場合に記載してくだ 利益)の具体的内容

 $\mathcal{O}$ 

有

無

158	様式第9号の次に次の1様式を加える。	
2年		
第3755号		
無		
聯		
<<		
些		
囮		
岬		
金曜日		
25 H		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		

金曜日

平成 27 年 12 月 25 日

様式第9号の2 (第9条関係)

# 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

导 日 Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

あなた(貴団体)に関する情報が含まれた特定個人情報について開示請求がありました ので、当該特定個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該特定個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「特 定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容						
開示請求の年月日	年	A	_	Ш		
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地(〒名 称(所属・係)	(	(			
	電話番号(			1	内線(	)
意見書の提出期限	年	A			Н	
備考						

160

第3755号

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

ш	
町	
#	

年 月	
<b>一个</b>	
住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地) (干 )	(異)
電話番号 ( ) — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
	殿         住所(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所有(下))         氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)         直話番号( ) 一         連絡先又は連絡担当者

号で照会のあった件について、次のと 無 目付け、 おり意見を提出します。 町 #

無  $_{\mathcal{O}}$ 有 情報の開示による支障(不 上記のあなた(貴団体)に 関する情報の開示に反対す あなた (貴団体) に関する 開示請求に係る特定個人情 (貴団体) に関する情報の 報に含まれているあなた 上記で1を選択した 場合に記載してくだ 該当する番号を○で 利益)の具体的内容 囲んかくだない。 る意思の有無 S 10 内谷

	様式第 10 号を次のように改める。	
5号		
第3755号		
兼		
搬		
ধ		
⊪		
匨		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年12		
平成;		
161		

様式第10号(第9条関係)

#### 個人情報開示請求に係る意見照会書

 第
 号

 年
 月
 日

斄

福岡県警察本部長

됴

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている個人情報について開示請求があり、開示 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 決定を行いたいと考えています。 当該個人情 報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」 つきましては、同条例第21条第2項に基づき、御意見を伺いますので、 を御提出いただきますようお願いいたします。

内線 ( )	ш		所在地(〒名 称 (所属・係) 電話番号( )	10米の処化により開かし ようとする理由 (事務担当課等) 意見書の提出期限 意見書の提出期限
				福岡県個人情報保護条例第 16条の規定により開示し ようとする理由
	ш	A	サ	開示請求の年月日
				開示請求に係る個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容

報

箫 別

#### 個人情報開示請求に係る意見書

Ш Щ #

尚果警察本部	聚	
间吊警祭本	部市	
三河	然	
	平哪	
	备商	

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

 $\Vdash$ 

名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 出

電話番号( ) 連絡先又は連絡担当者

日付け、 町 #

号で照会のあった件について、次のと

無

おり意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に

含まれているあなた (貴団

体)に関する情報の内容

上記のあなた(貴団体)に

関する情報の開示に反対す

る意思の有無

無

 $\mathcal{O}$ 

有

該当する番号を○で 囲んでください。

情報の開示による支障(不 あなた (貴団体) に関する

利益)の具体的内容

場合に記載してくだ 上記で1を選択した ~ ~ \*U

164	様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。	
第3755号		
華		
ধ		
⊪		
逛		
甲		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		

報

様式第10号の2 (第9条関係)

# 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

 第
 号

 年
 月
 日

燕

福岡県警察本部長

됴

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、 **あなた(貴団体)に関する情報が含まれている特定個人情報について開示請求があり、** 開示決定を行いたいと考えています。

当該特定個 人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「特定個人情報開示請求に係 つきましては、同条例第21条第2項に基づき、御意見を伺いますので、 る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

oisinel c miker inin	C 8 / 8 / 4 C 8 / 8
開示請求に係る特定個人 情報に含まれているあな た (貴団体)に関する情 報の内容	
開示請求の年月日	日 自 事
福岡県個人情報保護条例 第16条の規定により開 示しようとする理由	
	所在地(〒 )
意見書の提出先 (事務担当課等)	名 称 (所属・係)
	電話番号(  )
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

166

第3755号

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

Ш	
▥	
`	
#	

礟
福岡県警察本部長

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 出

電話番号 ( ) ) 連絡先又は連絡担当者

号で照会のあった件について、次のと 無 日付け、 おり意見を提出します。 町 #

無  $\alpha$ 有 開示請求に係る特定個人 情報に含まれているあな た(貴団体)に関する情 に関する情報の開示に反 あなた (貴団体) に関す 上記のあなた (貴団体) 該当する番号を○で 対する意思の有無 囲んでください。 報の内容

る情報の開示による支障 (不利益)の具体的内容 場合に記載してくだ 上記で1を選択した S 10

	様式第 11 号を次のように改める。	
5号		
第3755号		
第		
聯		
4		
账		
囮		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年15		
平成2		
167		

様式第11号 (第9条関係)

#### 個人情報開示決定に係る通知書

第 号 年 月 日

撷

福岡県警察本部長

됴

」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたの で、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第21条第3項の規定 日付けであなた(貴団体)から「個人情報開示請求に係る意見書 により通知します。 Щ

開示決定した個人情報 に含まれているあなた (貴団体) に関する情 報の内容		
開示決定をした理由		
開示を実施する日	年 月 日	
보 76 나 기 때 해 kk	(所属・係)	
事務担当課等	電話番号(  )	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った 1日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。 に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、 ) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 11 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
ij 25 Е		
平成 27 年 12 月 25 日		
:成 27		
計		
169		

平成 27 年 12 月

様式第11号の2 (第9条関係)

#### 特定個人情報開示決定に係る通知書

 第
 号

 年
 月
 日

撷

福岡県警察本部長

됴

日付けであなた(貴団体)から「特定個人情報開示請求に係る意 見書」の提出がありました特定個人情報については、次のとおり開示することを決定し ましたので、福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第21条第3 項の規定により通知します。 Щ

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内 に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知っ た日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。 ) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 12 号を次のように改める。	
5号		
第3755号		
無		
聯		
ধ		
⊪		
匨		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年12		
平成2		
171		

172

5年

 $\Box$  $\sim$ 

 $\Im$ 

紙

4条関係) (第1 ᄪ  $\vec{c}$ 様式第1

#### 個人情報訂正請求書

聚
記る
警察本
超洞
価

Ш Щ 併

<b>郵便番号</b> 住 所	フリガナ	五	電話番号( ) — — — —
郵便番号 住 所	フリガナ	氏 名	電話番号(
(請求者)			

7条第1項の規定に  $_{\mathcal{O}}$ 無 **争** 福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57 り、次のとおり個人情報の訂正請求をします。 L 9 .

訂正請求に係る個人情報 の内容							
開示を受けた年月日			年	Я	Ш		
訂正請求の趣旨及び理由							
法定代理人が訂正請求を	氏名						
する場合における本人の  氏名等	住所						
,	状況	□未成年者 ( □成年被後見	□未成年者( □成年被後見人	卅	月	日生)	日生)の親権者
備考							

- 3 2 1
- 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
   2 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。
   3 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。
   4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示が必要です。
   5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることがあります。
   6 福岡県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
   7 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。 4
  - ro
- 9
- $\sim$

金曜日

25 H

平成 27 年 12 月

【郵送により訂正請求をする場合】

- 本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類 を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)

アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

#### ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	<ul><li>(1)運転免許証(2)旅券(3)健康保険の被保険者証(4)個人番号カード(5)その他(</li></ul>	健康保険の被保険者記 他(	E (
法定代理人資格確認欄	) 叫のそ(2) 本科幾旦(1)		
5. 抽在日日馀	受理年月日	受理窓口	受理番号
X III T I I I I I I I I I I I I I I I I	日 自 由		

_	
174	様式第12号の次に次の1様式を加える。
第3755号	
聯	
ধ	
⊪	
囮	
押	
金曜日	
月 25	
平成 27年 12月 25日	

檘

金曜日

Ш

25

平成 27 年 12 月

4条関係) (第1 2号の2 様式第1

#### 特定個人情報訂正請求書

恤

	Ш				1		の相信
	町						1厘
	#						条箍
							第27
					1		(出)
							第57
		:					SI 同 具 条 何
							6年福區
		臣	刑			) 台	张 1 6
嚴		郵便番号		フリガナ	氏名	電話番号	( <u>1</u> )
		軍	( ∰	7	出	#	条何
岡県警察本部長			(請求者) 住				岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第27条第1項の規定
岡県警							岡県個人

次のとおり特定個人情報の訂正請求をします。 14 0

	В					日生)の親権者入		
	A					年月		
	争				(任意代理人の場合)	□法定代理人 「□未成年者(	○□成年被後見人 □任意代理人	
訂正請求に係る特定個人 情報の内容	た年月日	訂正請求の趣旨及び理由	氏名	住所	電話番号	代理人の種別		
訂正請求に 情報の内容	開示を受けた年月日	がまる。	代理人が	訂正請求	をする場	合におけ る本人の	氏名等	備考

- ,油
- 327
- 4

- 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
   2 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。
   3 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示が必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。
   4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出なは提示が必要です。
   5 この様式において「任意代理人とは、委任による代理人をいいます。
   6 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状の提出が必要です。
   7 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状の提出が必要です。
   7 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状の提出が必要です。
   8 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報部が開示決定通知書の提示を求めることがあります。
   8 福岡県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90を経過するとできなくなります。
   9 権岡県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90を経過するとできなくなります。
   10 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。 9 2
  - $\infty$
- 6
- 10 本作 場合は、

176

(剰)

【郵送により訂正請求をする場合】

- 本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類を提 出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- (2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状の提出が必要です。 က
- 4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

#### ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 (	{保険の被保険者訂 (	E (
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 (		(
任意代理人資格確認欄	委任状		
马田斤日口馀	受理年月日	受理窓口	受理番号
ス年十九ロキ	年 月 日		

	様式第 13 号を次のように改める。	
55号		
第375		
無		
聯		
ধ		
歐		
囮		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
177		

(第16条関係) IIP 3 様式第1

#### 個人情報訂正決定通知書

号 日 Щ 紙 #

燕

福岡県警察本部長

됴

福岡県個人情報 第29条第1項の規定により、次のとおり 日付けで訂正請求のあった個人情報については、 保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) ンや 決定した の に 通知し 主 Щ # 計下する

	備老
( )     ( )     ( )	事務担当課等
(所属・係)	- 安
年月日	訂正年月日
-{ <ta< td=""><td>訂正の内容</td></ta<>	訂正の内容
<ul><li>(係る個人情報の</li></ul>	訂正請求に係る個人情報の内容

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

_	
	様式第13号の次に次の1様式を加える。
第3755号	
썦	
ধ	
账	
囮	
柚	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
179	

檘

(第16条関係) 3号の2 様式第1

#### 特定個人情報訂正決定通知書

号 日 Щ 紙 #

兼

福岡県警察本部長

됴

(平成16年福岡県条例第57号) 第29条第1項の規定により、次のと 福岡県個人 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、 ンを決定したので通知します 町 情報保護条例 おり計下する

		備考
一 内線( )	電話番号(	事務担当課等
	(所属・係)	자 마기 시 마시 시간 바
年 月 目		訂正年月日
		訂正の内容
		157 加工, 300 に 2000 に 2000 に 2000 に 31 正請求に係る特定個人情報の内容

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 14 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
兼		
報		
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
ij 25 Е		
平成 27 年 12 月 25 日		
:成 27		
計		
181		

182

5年  $\Omega$ 3 7

紙

(第16条関係) 様式第14号

## 個人情報不訂正決定通知書

IID Ш Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

福岡県個人情報 次のとおり 第29条第2項の規定により 日付けで訂正請求のあった個人情報については、 訂正をしないことを決定したので通知します。 保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) Щ

訂正請求に係る個人情報の 内容		
訂正をしない理由		
77 115 77 11 772-7-	(所属・係)	
事務担当課等	電話番号(  )  一	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この 決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
$\sim$		
第3		
報		
< <u>₹</u>		
账		
匨		
岬		
Ш		
金曜日		
25日		
. 12 月		
平成 27 年 12 月		
平成		
183		

184

5年  $\Omega$ 

3 7

紙

(第16条関係) 様式第14号の2

## 特定個人情報不訂正決定通知書

IID Ш Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

次のと 福岡県個人 (平成16年福岡県条例第57号) 第29条第2項の規定により、 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、 おり訂正をしないことを決定したので通知します。 Щ 情報保護条例

訂正請求に係る特定個人情報の内容		
訂正をしない理由		
44 Et 31 E 32 E 4	(所属・係)	
事務担当課等	電話番号(  )  一   内線(	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えな発起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 15 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
兼		
報		
₩		
当		
囮		
相		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
年12)		
:成 27		
計		
185		

様式第15号 (第17条関係)

# 個人情報訂正決定等期間延長通知書

导目 町 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第30条第2項の規定により、次のとおり

訂正決定等の期間を延長したので通知します。	ので通知します。					
訂正請求に係る個人情報の 内容						
延長前の決定期間	# #	, ,	月月	шш	\$ H	
延長後の決定期間	并		月	ш	#6 F	
延長の理由						
	(所属・係)					
事務担当課等	電話番号(	(	Ι		内線(	)
備考						

	様式第 15 号の次に次の 1 様式を加える。	
5号		
Ŋ		
第37		
概		
ধ		
账		
逛		
神		
∺∓		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
₽ 12		
ž 27 ś		
平成		
187		

平成 27 年 12 月 25 日

第3755号

様式第15号の2 (第17条関係)

# 特定個人情報訂正決定等期間延長通知書

T/P Ш 町 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人 情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第30条第2項の規定により、次のと おり訂正決定等の期間を延長したので通知します。 町

訂正請求に係る特定個人情 報の内容						
延長前の決定期間		年 年	月月	шш	から た た	
延長後の決定期間		年	月	ш	۳ ا	
延長の理由						
	(所属・係)					
事務担当課等	電話番号(				内線(	)
備考						

	様式第 16 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
無		
搬		
ধ		
账		
囮		
삒		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
189		

様式第16号(第18条関係)

# 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

兼

福岡県警察本部長

됴

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第31条の規定により、次のとおり訂正決完整の期間を延長したので通知します。

定等の期間を処長したので通知します。	知します。					
訂正請求に係る個人情報の 内容						
延長前の決定期間		サ サ	E E	шш	\$ # \$ P	
訂正決定等をする期限		サ	田	ш		
福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由						
77 115 77 11 772-7	(所属・係)					
事務担当課等	重話番号(	(			内線(	(
備考						

	様式第 16 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
⋖		
影		
囮		
岬		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月 25 日		
<b>F成 27</b>		
ᅜ		
191		

様式第16号の2 (第18条関係)

# 特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

燕

福岡県警察本部長

됴

情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第31条の規定により、次のとおり訂 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人 正決定等の期間を延長したので通知します。 町 #

	0 ( ) :: ( ) ;					
訂正請求に係る特定個人情 報の内容						
延長前の決定期間	सस	サ サ	田 田	шш	\$ # \$ \$	
訂正決定等をする期限	Ф	サ	田	ш		
福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由						
77 11 77 11 77 1	(所属・係)					
事務担当課等	電話番号(	(			内線(	(
備考						

	様式第 17 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
無		
聯		
ধ		
账		
題		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
193		

様式第17号 (第19条関係)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月
 日

糅

福岡県警察本部長

됴

日付けであった個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保 護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第32条第1項の規定により、次のとおり事 案を移送したので通知します。 町 #

訂正請求に係る個人情報の内容			
移送をした実施機関の事務	(労・閏垣)		
担当課等	(  )	— 内線 (	ł ( )
	実施機関		
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	<b>事務担当課等</b>		
	(  )台槼趕專	一 内線 (	( )
移送した日	自 毋	Ш	
移送した理由			
備考			

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

	様式第 17 号の次に次の 1 様式を加える。
第3755号	
쁆	
ধ	
账	
囮	
押	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
195	

様式第17号の2 (第19条関係)

# 特定個人情報訂正請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月
 日

燕

福岡県警察本部長

됴

報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第32条第1項の規定により、次のとお 日付けであった特定個人情報の訂正請求について、福岡県個人情 り事案を移送したので通知します。 町

訂正請求に係る特定個人情報の内容				
移送をした実施機関の事務	(所属・係)			
担当課等	( ) 各嬰異專		内線(	)
	実施機関			
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等			
	電話番号()		内線(	(
移送した日	年	A	Ш	
移送した理由				
備考				

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた 実施機関が行います。

	様式第 18 号を次のように改める。	
る		
第3755号		
無		
搬		
ধ		
账		
題		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年]		
平及		
197		

様式第18号(第20条関係)

### 個人情報訂正実施通知書

中日 Щ 無 #

燕

됴

福岡県警察本部長

提供した個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条 例第57号)第33条の規定により、次のとおり通知します。

提供した個人情報の内容				
訂正の内容				
目上年月日	由	Я	В	
*** = /\ LT **/2 **P	(所属・係)			
事務担当課等	( ) 台嬰巽臯		内線(	)
備考				

	様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。
5年	
第375	
兼	
報	
ধ	
账	
逛	
幅	
金曜日	
25 H	
: 12 月	
平成 27 年 12 月 25 日	
¥	
199	

様式第18号の2 (第20条関係)

## 特定個人情報訂正実施通知書

 第
 号

 年
 月
 日

撷

福岡県警察本部長

됴

提供した特定個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡 次のとおり通知します。 県条例第57号)第33条の規定により、

提供した特定個人情報の内 容				
訂正の内容				
訂正年月日	年	A	В	
ᄽᄜᇹᄭᄭᄽᆇᆠ	(所属・係)			
事務担当課等	電話番号()		内線(	(
備考				

	様式第 19 号を次のように改める。	
5.5号		
第3755号		
無		
縣		
ধ		
账		
囮		
岬		
Ш		
金曜日		
25日		
平成 27 年 12 月 25 日		
成 27 4		
<b>計</b>		
201		

202

(第21条関係) 様式第19号

### 個人情報利用停止請求書

福岡県警察本部長

Ш	
Щ	
щ	
#	

:	住	フリガナ	氏 名	電話番号( ) — 一 一 一 一
郵便番号	(請求者) 住 所	フリガナ	氏名	電話番号(

という。 福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」 35条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止請求をします 第35条第1項の規定により、

	В	<ul><li>□ 条例第5条第1</li><li>項、第2項又は第4</li><li>項の規定に違反して 提供されている。</li></ul>	□提供の停止				月 日生)の親権者	
	年 月	<ul><li>□ 条例第3条第1項、第3項又 は第4項の規定に違反して収集 された。</li><li>□ 条例第5条第1項又は第2項 の規定に違反して利用されてい る。</li></ul>	口利用の停止 口消去		氏名	住所	状況	
利用停止請求に係る個人 情報の内容	開示を受けた年月日	適法でないと 利用 停	及び理 求める措置 おめる	田田	法完化理 人 巡到 国偽 止善	はたった。ようにもにもはなる本来をする場合における本	人の氏名等	備考

- 7 俎
- 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
  2 利用停止請求の際は、本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。
  3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
  4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることがあります。
  5 条例第34条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
  6 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。  $\mathfrak{S}$ 
  - 4
- 2

金曜日

25 H

平成 27 年 12 月

#### (海

#### 【郵送により利用停止請求をする場合】

- 本人であること(又は法定代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類 を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (アスはイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)

アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、学校等が発行する身分証明書 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です。
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

#### ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康( (4)個人番号カード (5)その他(	(2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 一ド (5)その他(
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他(	
马苗斤田口符	受理年月日	受理窓口 受理番号
ス垤ナカロ寺	年 月 日	

金曜日

Ш 25 皿 12

#

平成 27

条関係)  $\vdash$  $^{\circ}$ ) 様式第19号の2

## 特定個人情報利用停止請求書

福岡県警察本部長

Ш					
町					
#		庄 所	フリガナ	5 名	電話番号(  )
					1
	郵便番号				
	中中	所	ゴナ	谷	)
	郵便者	$\mathbb{H}$	フリガ	出	電話
		汖粘)			
		辈)			

という。ます。 福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」 35条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の利用停止請求をし 紙

		□ 条例第5 ※の3の規 定に違反し て提供され ている。	□提供の停止						日生)の親権者 】		
	ш	第4項の て利用さ 反して収 反して作 記録され							日生)		
	日	3項又は た。 に違反し、 規定に違い いる。 規定に違い カイルに言							<b>E</b>		
	年	第1項、第 で収集され、 の2の規定 第20条の 報20条の 報28条の 関28条の 国人情報フ	口消去						· 年	$\prec$	
		<ul> <li>二条例第3条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して収集された。</li> <li>□条例第5条の2の規定に違反して利用されている。</li> <li>□番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されている。</li> <li>□番号利用法第28条の規定に違反して傾成された特定個人情報ファイルに記録されている。</li> </ul>	□利用の停止				(任意代理人の場合)	口法定代理人	□未成年者(	、	
利用停止請求に係る特 定個人情報の内容	けた年月日	適法でない と思料する 特定個人情報の取扱い	求める措置	理由	氏名	住所	電話番号		代理人の	7里万山	
利用停止請求に係 定個人情報の内容	開示を受けた年月	利用停止 請求の趣 日 及び理			代理人が	利用停止	請求をするものは、	の多句になけれて	大の氏名	排	備考

- 7
- $\mathfrak{C}$
- □については、該当する□にレ印を付けてください。 注 利用停止請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること)を証明するために必要な 書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必 要な書類の提出又は提示が必要です。 この様式において「番号利用法」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号)を、「任意代理人」とは委任による代理人をいいます。 4

  - 7。 1. 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。 4. 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。 1. 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報開示決定通知書の提示を求めることがあります。 3. 条例第34条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。 1. 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。 6 51
    - $\sim$ 
      - $\infty$

206

#### (美

#### 【郵送により利用停止請求をする場合】

- 本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために次に掲げる書類を提 出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
- (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類(括弧の中に具体的に記入してください。)
- 学校等が発行する身分証明書 アの書類が提出できない場合の書類(例えば会社、 の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- (2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
- 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等(括弧の中 に具体的に記入してください。)
- 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等(例えば法人が発 行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する
- 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状の提出が必要です。  $\mathfrak{S}$

ために必要な書類の提出が必要です。

郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。

#### ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他(
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 (
任意代理人資格確認欄	委任状
马油斤日口笠	受理年月日 受理窓口 受理番号
ス生十万日寺	年 月 日

	様式第 20 号を次のように改める。	
5年		
第3755号		
羰		
쁖		
4		
账		
逛		
神		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
7年12		
平成2		
207		

208

(第23条関係) 60 様式第2

## 個人情報利用停止決定通知書

导目 Щ 紙 #

燕

福岡県警察本部長

됴

(平成16年福岡県条例第57号) 第37条第1項の規定により、次のと 福岡県個人 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、 おり利用停止することを決定したので通知します。 町 情報保護条例 #

事務担当課等 電話番号( ) 一 内線( )
(所属・係)
利用停止年月日 年 月 日
利用停止の内容
利用停止請求に係る個人情報の内容

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この 決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第20号の次に次の1様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
:成 27		
計		
209		

(第23条関係) 様式第20号の2

## 特定個人情報利用停止決定通知書

导目 Щ 無 #

兼

福岡県警察本部長

됴

福岡県 9、次 (平成16年福岡県条例第57号) 第37条第1項の規定によ 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、 のとおり利用停止することを決定したので通知します 個人情報保護条例 Щ

利用停止請求に係る特定個人情報の内容					
利用停止の内容					
利用停止年月日		争	月	Н	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号(	(		内線 (	(
備考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 21 号を次のように改める。	
22		
第3755号		
チ		
辮		
ধ		
账		
匨		
幅		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年		
平成		
211		

(第23条関係) 様式第21号

## 個人情報利用不停止決定通知書

导目 Щ 紙 #

燕

福岡県警察本部長

됴

次のと 福岡県個人 (平成16年福岡県条例第57号) 第37条第2項の規定により、 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、 # おり利用停止をしないことを決定したので通知し 町 情報保護条例

利用停止請求に係る個人情報の内容				
利用停止をしない理由				
计分击 公司 公司	(所属・係)			
事份担当珠寺	電話番号(		内線(	
備考				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えに、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったとものをといては、その審査請求に対する裁決があったととを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

	様式第 21 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
:成 27		
計		
213		

(第23条関係) 様式第21号の2

# 特定個人情報利用不停止決定通知書

导目 Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

福岡県 9、次 (平成16年福岡県条例第57号) 第37条第2項の規定によ 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、 のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。 個人情報保護条例 Щ

利用停止請求に係る特定個人情報の内容		
利用停止をしない理由		
击"女子七" V 当用 休	() () () () () () () () () () () () () (	
事场扣当咪辛	電話番号(  )  一   内線(	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えた提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

_	
	様式第 22 号を次のように改める。
第3755号	
쁆	
ধ	
账	
逛	
幅	
金曜日	
平成 27 年 12 月 25 日	
215	

K

账

216

様式第22号 (第24条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

練

福岡県警察本部長

됴

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第38条第2項の規定により、次のと

おり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。	延長したので通知します	of.			
利用停止請求に係る個人情報の内容					
延長前の決定期間	# #	月月	шш	から まで	
延長後の決定期間	争	A	ш	H F	
延長の理由					
<i>₩</i> ⊞≈ /\	(所属・係)				
事務担当硃等	電話番号(			内線(	)
備考					

	様式第 22 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
:成 27		
計		
217		

첖

金曜日

平成 27 年 12 月 25 日

様式第22号の2 (第24条関係)

## 特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書

中日 Щ 紙 #

燕

福岡県警察本部長

됴

日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県 個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第38条第2項の規定により、次

のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。	間を延長したので通9	知します。			
利用停止請求に係る特定個人情報の内容					
延長前の決定期間	##	E E	шш	が ま で か	
延長後の決定期間	#	A	ш	₩ (~	
延長の理由					
<i>沖</i> 때는 /\ 나 <u>†</u> 석스 푸	(所属・係)				
事務担当硃等	電話番号(			内線(	)
備考					

(A4)

	様式第 23 号を次のように改める。	
5寿		
第3755号		
無		
聯		
ধ		
歐		
逛		
岬		
金曜日		
平成 27 年 12 月 25 日		
27年1		
平成		
219		
2]		

첖

平成 27 年 12 月 25 日

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

母 田 Щ 無 #

燕

福岡県警察本部長

됴

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第39条の規定により、次のとおり利

用停止決定等の期間を延長したので通知します。 	たので連知しま <sup>、</sup> 	6				
利用停止請求に係る個人情 報の内容						
延長前の決定期間	44	サ 争	月 月	шш	からかい	
利用停止決定等をする期限	#	サ	A	ш		
福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由						
	(所属・係)					
事務担当課等	) 各暴理事	(	Ι		内線(	
備考						

(A4)

	様式第 23 号の次に次の 1 様式を加える。	
55号		
第375		
兼		
報		
₩		
⊪		
囮		
相		
金曜日		
月 25 日		
平成 27 年 12 月		
:成 27		
計		
221		

첖

様式第24号 (第25条関係)

# 特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

糅

福岡県警察本部長

됴

日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県 個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第39条の規定により、次のとお り利用停止決定等の期間を延長したので涌知します 町

7.他用停止伏た寺/2.別町で神及しに2.7、個かります。	ストランと風が	しみり。				
利用停止請求に係る特定個 人情報の内容						
延長前の決定期間	# #	111 111	月月	шш	\$ H	
利用停止決定等をする期限	争	111	A	Ш		
福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由						
	(所属・係)					
事務担当課等	) 各暴理事	(	Ι		内線(	
備考						

(A4)

빵

### 附則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条第1項第1号の規定の適用については、平成28年1月1日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

么

### 雑報

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2185回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年4月1日から

平成28年4月12日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 274,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 53.757.972円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23.820.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2186同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

1 組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年4月6日から

平成28年4月19日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん全支払手数料 発売総額に対し 30439692円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15.390.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2187回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 600,000,000円

300万诵

3 証 票 金 額 1枚 200円

4 発 売 期 間 平成28年4月13日から

平成28年4月26日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 269.868.000円

6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,000,814円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38.580.000円
- 9 受託申請期限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2188同西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1 組10万通 25組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 平成28年4月27日から

平成28年5月10日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 105.400.000円

- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25.232.472円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12.825.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2189同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年4月27日から

平成28年5月10日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45781200円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32.150.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2190回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年5月11日から

平成28年5月24日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,078,200円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2191回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年5月25日から

平成28年6月7日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,100,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,836,280円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2192回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

 $\Omega$ 

K

Ш 皿 12 平成 27 1 組10万通 25組

- 3 証 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月4日から

平成28年6月21日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 105.270.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.435.780円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12.825.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第 3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申 請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2193回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

300万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月8日から

平成28年6月28日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270.000.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,127,440円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38.580.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第 3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申 請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・鳥根・岡山・広鳥・山口・徳鳥・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・能本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2194回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600.000.000円

1 組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月22日から

平成28年7月5日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 263.900.000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54.373.572円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23.820.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2195回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1 組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月29日から

平成28年7月12日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,075,332円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,825,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2196同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月29日から

平成28年7月19日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 223.750.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,114,300円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2197回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500.000.000円

皿

12

平成 27

999

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年7月20日から

平成28年8月2日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225.500.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45.921.600円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受託申請期限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2198同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年8月31日から

平成28年9月13日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,495,000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32.150.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2199回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年9月7日から

平成28年9月20日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,286,092円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,820,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2200回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年9月14日から

平成28年9月27日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,700,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,729,360円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2201回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年9月21日から

平成28年10月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107.400.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,986,232円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,825,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日